

令和4年白老町議会定例会9月会議会議録（第2号）

令和4年9月7日（水曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時52分

---

○議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

○会議に付した事件

一般質問

---

○出席議員（12名）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1番 久保一美君    | 3番 佐藤雄大君  |
| 4番 貳又聖規君    | 5番 西田祐子君  |
| 6番 前田博之君    | 7番 森哲也君   |
| 8番 大淵紀夫君    | 9番 吉谷一孝君  |
| 10番 小西秀延君   | 11番 及川保君  |
| 12番 長谷川かおり君 | 13番 氏家裕治君 |

---

○欠席議員（2名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 2番 広地紀彰君 | 14番 松田謙吾君 |
|----------|-----------|

---

○会議録署名議員

|           |          |
|-----------|----------|
| 8番 大淵紀夫君  | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 |          |

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |       |
|-------------|-------|
| 町 長         | 戸田安彦君 |
| 副 町 長       | 古俣博之君 |
| 副 町 長       | 竹田敏雄君 |
| 教 育 長       | 安藤尚志君 |
| 総 務 課 長     | 高尾利弘君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大塩英男君 |
| 政 策 推 進 課 長 | 富川英孝君 |
| 産 業 経 済 課 長 | 工藤智寿君 |

|         |       |
|---------|-------|
| 生活環境課長  | 三上裕志君 |
| 町民課長    | 久保雅計君 |
| 建設課長    | 瀬賀重史君 |
| 健康福祉課長  | 下河勇生君 |
| 高齢者介護課長 | 山本康正君 |
| 学校教育課長  | 鈴木徳子君 |
| 生涯学習課長  | 伊藤信幸君 |
| 消防長     | 後藤悟君  |
| 病院事務長   | 村上弘光君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 本間力君   |
| 主査   | 八木橋直紀君 |

---

◎開議の宣告

○副議長（氏家裕治君） ただいまから昨日に引き続き議会を開催いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○副議長（氏家裕治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎一般質問

○副議長（氏家裕治君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。  
通告順に従って発言を許可します。

---

◇ 西 田 祐 子 君

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員、登壇を願います。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） おはようございます。会派きずな、西田祐子でございます。本日は、3点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。1、生活館について。

（1）、生活館の課題について。

①、生活館の成り立ちと目的、果たすべき役割を伺います。

②、生活相談及び生活改善指導の件数を伺います。

③、授産内職の奨励及び職業相談件数を伺います。

（2）、アイヌ民俗文化財保存及び伝承活動の利用状況について伺います。

（3）、白老生活館の改築について伺います。

①、改築の目的を伺います。

②、改築する場所と施設内容、建設費の内訳、国庫補助金なども含めて伺います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「生活館」についてのご質問であります。

1項目めの「生活館の課題」についてであります。

1点目の「生活館の成り立ちと目的、果たすべき役割」についてであります。生活館は地域住民の生活文化の振興と住民福祉の増進に寄与することを目的として、本町では昭和37年建設の白老生活館から平成9年の虎杖浜生活館まで全8館が存在しております。

生活館では、その目的を果たすため、生活相談や生活改善指導等の事業を行うこととされて

おりますが、建設資金にウタリ対策事業の交付金を活用している背景から、特にアイヌの方々の文化活動や生活環境改善に対する役割を有しているものであります。

2点目の「生活相談及び生活改善指導の件数」並びに3点目の「授産内職及び職業相談件数」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

生活館には、その目的を達するために各種事業を行うこととされておりますが、現在では、主にアイヌ文化活動や各種町民活動に使用されております。

現在では、授産内職等はハローワークや社会福祉法人等がその社会的機能を果たしていること、また、各種生活相談等についても、生活相談員がその実情に応じて役場や訪問により対応を行っていることから、生活館で行われる機会は極めて少ない状況にあります。

なお、生活相談等については、継続的に複数名が、また、就学資金等については、高校、大学を合わせ40件程度の利用がある状況です。

2項目めの「アイヌ民俗文化財保存及び伝承活動の利用状況」についてであります。

生活館は、広く町民の文化活動等に利用されている状況にありますが、特に、白老生活館においては、白老アイヌ協会をはじめ、白老民族芸能保存会や刺繍団体等、その9割以上がアイヌ関係団体の利用となっております。

3項目めの「白老生活館の改築」についてであります。

1点目の「改築の目的」についてであります。本町で最初に建設された白老生活館については、昭和54年の改築からすでに43年を経過し、老朽化が顕著であり、今後のアイヌ文化活動や各種団体活動に支障が生じることが想定されることなどから、今回、白老生活館と白老中央生活館を統合して改築することとしたものであります。

2点目の「改築場所と施設内容、建設費」についてであります。かつてコタンが形成され、聖地ともされている場所であり、また、高橋房次先生ゆかりのアイヌ記念広場が隣接していることなど、その背景や周辺の関係性から、現白老生活館周辺を改築場所とし、今後、アイヌの伝統儀礼をはじめ、各種文化活動にも活用が可能となるよう多機能型生活館として整備することとしております。

一方、建設費については、概ね2億円程度を想定し、財源としては、国のアイヌ政策推進交付金を活用することにより、事業費の最大8割を充当することとしております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 白老町におきまして生活館が8か所あると。昭和37年、白老生活館から現在まで8件の館が存在していると答弁いただきましたけれども、白老町生活館条例で第4条で生活館に館長1名、職員数名置くことになっております。また、第5条では運営委員8名、知識経験者を置くことができるとなっております。さらに、13条では生活館の維持管理のための管理人を置くこととなっておりますけれども、現在はどのようになっているのか。生活館8か所の館長と職員の人数及び職務内容はどのようになっているのか。また、5条で書かれている運営委員8名いることになっておりますけれども、運営委員会はどの程度の頻度で開催され、どのような意見が上がっているのかお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 生活館に関してのご質問でございます。生活館の職員の体制については、館長以下、政策推進課長以下、館長と職員というような形になってござい……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進課長（富川英孝君） 政策推進課長、私が館長というようなことでなっております。あとは職員が、アイヌ政策推進室の職員等が対応しているというような状況になってございます。生活館の管理人に関しましては、全8館のうち7館が管理人を置いております。1か所は、近隣の社会福祉法人のほうで担っていただいているという形になりますけれども、利用の申請の関係と鍵、そういったものの受領、管理関係全般に対応しているというような状況になってございます。

また、条例の中の第5条で運営委員ということで、生活館運営委員を置くことができるということになっておりますが、この実態については平成16年度までは運営委員を置いて、こういった審議、諮問をしていたというような状況がありますけれども、16年度末において現状の利用に特段の支障がないと、おおむね良好な利用実態であるというようなことから、当面運営委員の任命といたしますか、そういったものを行わないというような取扱いがされて、現在まで至っているというような状況になってございます。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 政策推進課長が館長になっているというような答弁をいただきましたけれども、私は生活館のこの条例の中に入っている運営委員について少し質問したいと思います。

白老町史によりますと、生活館は昭和35年から白老町が北海道に対して設置を要望しており、昭和37年の開設時には運営委員8名中、町議会議員が5名、学識経験者3名を置くと、当時の住民の期待の高さがうかがえるものであります。住民の半数近くが白老町では高齢化しており、特に後期高齢者が増えております。生活館の使い方も時代とともに変化し、昔は葬儀に使うとか、いろいろな形で使われておりましたけれども、時代とともに利用内容も変化してきていると思います。こういう中で、今言いましたけれども、住民の半数以上が高齢者で、まして後期高齢者の方々が増えている。こういう中で生活館が本当に地域住民の活動の場所になっているかどうかということは、とても大事なことだと思うのです。平成16年まであったと言っていましたけれども、使い方が変わってきて、時代の変遷で変わってきたのであれば、ある程度生活館運営委員会をもう一度つくって、地域住民のためにどのような運営がいいのかということを一々考えてもいいのではないかなと思うのです。

その理由の一つが、町内の生活館は建設から虎杖浜で25年、社台26年、竹浦が30年、川沿34年、北吉原本町が35年、萩野が37年、白老中央生活館が45年となっております。まず、この白老町は平成20年から財政難から十分な管理、維持ができなくて改修、更新がなかなかできなく、積み残しが多かった。仕方なく老朽化した施設から改修、改善をしてきましたけれども、もうすぐ40年たつ建物もございませう。ということは、今後40年目にこれから先20年使うのか、使わな

いのか、廃止してしまうのか、さらにもっと延命させるのかという判断もしていかなければいけないと思うのです。そういう時期において、建物の外壁とか、屋根の防水とか、空調とか、給排水とか、実際にそこを利用している運営委員の方々にきちんと見ていただいて、そしてまた運営の仕方もきちんと考えていただいて、方向性を出していくべきだと私は思うのです。また、老朽化している建物を長寿命化するというのも国の方針でありますし、白老町にとっても大事な施設だと思えますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 西田議員おっしゃるとおり、生活館に関しましては、答弁にもありましたとおり、平成9年の虎杖浜生活館以降25年経過している、一番新しくても25年が経過しているという状況でございます。そういった中では、今後の維持、修繕、そういったものについて考えていかなければいけないだろうということでございますので、現状では公共施設等総合管理計画において白老生活館と中央生活館の統合によって中央生活館をまずは解体するというような考えにございますけれども、そういった検討の過程において運営委員の設置、そういったものについては今のご意見を参考にしながら検討させていただきたいと思えます。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、役場の職員だけで判断するのではなく、生活館というのは地域住民に根差した施設だと思いますので、地域住民の声を聞く、そういうような組織がこれからも必要になってくると思えますので、ぜひ検討していただければと思います。

次、2点目のアイヌ民俗文化財保存及び伝承の利用状況についてなのですが、先ほど答弁いただきましたけれども、いろいろな団体が特に白老生活館においては使われていると。文化財伝承活動の経費とか国の補助金の利用活動、こういうようなものも使ってされているのか、もう少し詳しく、実際に白老町内で生活館を使って、白老生活館ばかりではなくてほかの生活館もどのような活動をされているのかお伺いしたいと思います。

また、使っていないようなところがありましたら、使っていない理由などもお伺いできればと思います。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） まず、生活館の利用状況ということでございます。昨年度の実績で申し上げますと、アイヌ政策推進交付金を活用して北吉原本町生活館で刺しゅう講座10回程度、それから川沿生活館では文化講座、歴史講座、木彫講座というようなことで都合26回程度の利用がございまして、実際には事業費としては530万円程度で、そのうちの8割、420万円くらいが交付金の支援をいただいているという中での活動になってございます。

ほかの利用していない実態というようなことでございましてけれども、基本的には川沿生活館なんかは刺しゅう団体の方が中心にいろいろされているというようなことで、地域の皆さんにご活用いただく部分、あるいは北吉原も収納場所というような形で、そのほかに使っていない理由というのは特段ないというか、そういった講座をするに当たってこの場所でやりましょうというような、年度で決めていく形でございまして、その他の地域においても今後利用です

とか、そういったものについては考えてまいりたいなと思います。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） それでは、アイヌ民族の文化財の保存とか伝承の問題につきまして、新しい施設になりましたときにアイヌ文化の拠点として考えているような答弁もいただきましたけれども、これについて今大きな団体がありますよね、3つの団体、民族芸能保存会とかアイヌ協会とかモシリとかありますけれども、こういうような団体の方々がこのところで一括で拠点としてやっていく考え、白老町の拠点とする考えなのか、その辺どのようなお考えでこれを展開しようとしているのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 新生活館のお話でございます。新生活館については、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、多機能型ということで、アイヌの儀礼ですとか、そういったこともできるようなこととともに、地域住民の皆さんにご利用いただけるというような形で考えてございます。ただ、各団体ということになりますけれども、アイヌ協会なんかは儀礼だとか、そういったものができること、あるいは芸能保存会の皆さんは踊りの練習だとか、そういったものに十分な広さということで、この新拠点を使っていただくということは十分想定できるかなと。あとは、モシリについては現状もチキサニがございまして、少しその部分に軸足を置いた活動になるのかなとは思いますが、対象を制限するわけではございませんので、アイヌ関係団体の皆さん、それと町民活動団体、広く町民の皆さんにもご活用いただけるような考えで進めてまいりたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ぜひそのようにしていただければと思います。そして、白老町には白老町の独自のアイヌ文化というのがございまして、白老町はウポポイもありますけれども、全道各地からアイヌの関係の方々が白老町に見えられるわけですから、そういう中で白老町のアイヌ文化はこういうものだよときちんとお見せできる施設、また交流できる施設というものも重要になっていきますので、その辺もぜひ、重点を置いていると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新しくできる白老生活館の改築についてであります。アイヌの文化や儀式に必要な道具類などが白老生活館内の部屋に山積みになっておりますけれども、これについてはどのようにされるお考えなのかお伺いたします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 白老生活館の物品関係です。現状西田議員おっしゃったように、特に雨漏りなんかがあったときにはホールの中でなかなか良好な環境ではないものですから、新生活館においては催事に使うような備品関係、そういったものをしっかり保管できるようなロッカーですとか収納庫、そういったものについてのご要望がございましたので、今は基本設計まで終わっておりますけれども、その中ではそういった部分がある程度収容できるよ

な部屋については設置する考えにあります。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 新生活館では、毎年行われておりますアイヌ慰霊祭などの道具類も当然保管しなければならないと思いますので、そういうものもこれから先20年、30年、50年と伝統を残していくためにも、きちんとした物品庫というものをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、白老生活館の利用は今年の8月までで終了して、令和6年4月から新しく開設しますということで広報にも載っておりましたけれども、その使用できない1年8か月の間、住民の避難場所として役割が果たせないわけなのですけれども、これについてはどのようにお考えなのかお伺ひします。

○副議長（氏家裕治君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 避難場所については、その間使えなくなるということで、基本的に大きな災害の部分についてはそちらの生活館を使うことも想定されておりますけれども、これまで私がいた中では基本的には最初に開くということは、どちらかという風水害、高潮の場合とかですと白老コミュニティセンターだとかと、そちらのほうを利用していただくというようなこととなりますので、どうしてもそういう期間は出てくるとは思いますけれども、そういった対応をさせていただきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） そのところが住民とどのような話合いをしているのかということなのです。町内会の方々から、新しい生活館を造るに当たって役場のほうで来て、いろいろ要望を聞いていただきましたと。例えばエレベーターをつけてほしいとか、床暖房をつけてほしいとか、災害のときのいざというときのための発電機を置いてほしいとか、そういう声はきっちり聞かせていただいたけれども、では造りますとなった段階で地域住民にその後何の説明もないというのです。今言たいざというときに避難する場所は一体どこになってしまうのですかと、そういうことも含めてきちんと、せつかく造って、地域住民も期待しているわけだから、その間これからまず使えない期間はどうしたらいいのか、そして新しい施設にはこういうような設備がありますということをきちんと住民に説明するべきだと思うのですけれども、なぜそれを説明されていないのか、また今後説明するお考えがあるのか、その辺をお伺ひします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 生活館の改築については、令和元年から令和3年の3月までいろいろと住民説明ですとか、そういったものをしながらその方向性を決めてまいったところでもあります。昨年の7月にも改めて関係団体36団体に意見照会も含めて行わせていただいて、そういった中での対応はしてまいって、今現在生活館改築に向けて進んでいるというような状況の認識でおりました。今後どのような形になってくると、逆に言うと8月末で使えないということについては皆さんご理解いただいているかなとは思いますが、今後の状況について情報に不足があるようであれば、今度適切な機会を見てそういった説明をできるようにはし



てまいりたいなと思います。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 適切な機会というのはいつのことを言っているのでしょうか。地域住民の方々は楽しみに待っているけれども、使えない期間というのはどうしたらいいのというのが一番の不安だと思うのです。先ほど避難するのに白老コミュニティセンターを使っていたきたい。一体どこまで徹底されているのか、どういうときに使っているのかというのが。そしてまた、町内会にとっても要支援者の方々をどのように避難させるかということも改めて考えなければならない期間だと思うのです。大したことなくとも逃げなければいけない人たち、避難させなければいけない人たちもいますので、その辺についてきっちり住民説明を町内会の方々を含めてするべきだと思います。それについてもう一度お考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 今年度、今実施設計に入るに当たって、物価高騰とかの関係もありまして、基本設計の内容についても今再度検討しているというようなことがございます。そういったことも含め、改めて住民の皆さんとお話をする機会を持とうと考えておりましたので、そういった中ではその機会に併せてというような形になろうかと思っておりますけれども、その辺のところも含めて説明させていただきたいなと思います。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 次の項目に行かせていただきます。

2、白老町立病院について。

（1）、町立病院の訪問診療体制と白老町内の訪問看護の実態について。

（2）、町立病院の診療体制と運営状況について。

（3）、町立病院と町内の民間病院及び集会所でのコロナワクチン接種の状況についてお伺いたします。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「白老町立病院」についてのご質問であります。

1項目めの「町立病院の訪問診療体制と白老町内の訪問看護の実態」についてであります。

町立病院においては、町内の特養施設とグループホームへ月2回ずつ計4回、内科常勤医師1名を派遣し、約70名の利用者の方に対して、訪問診療を実施しています。

また、町内の訪問看護の実態については、しらおい訪問看護ステーションへの調査によると年間の利用者数と訪問件数が、介護保険と医療保険の合計数で1,087人、5,538回の実績となっております。

なお、町立病院として、個人宅への訪問診療及び訪問看護実績はございません。

2項目めの「町立病院の診療体制と運営状況」についてであります。

現在の町立病院の1週間の診療体制については、内科常勤医師2名合わせて、週11コマ、整

形外科常勤医師1名が週4コマの外来診療体制となっており、外来診療以外の時間については、病棟管理、救急外来、発熱外来、各種検査健診、訪問診療等に従事しております。

他に皮膚科、整形外科、呼吸器内科、循環器内科といった専門外来については、他医療機関より週1回外来診療に派遣いただく診療体制としております。

また、運営状況については、7月31日現在、前年度対比で、入院患者数が415名、外来患者数が401名増加しており、医業収益としては約720万円の増収となっています。

3項目めの「町立病院と町内の民間病院及び集体会場でのコロナワクチン接種の状況」についてであります。

各医療機関における個別接種実績については、1・2回目の接種合計1万5,280人中、町立病院の人数は5,857人であり、全体の38.3パーセントとなっています。

8月31日現在、3・4回目の接種合計1万1,050人中、町立病院の人数は2,356人であり、全体の21.3パーセントであります。

集団接種実績については、1・2回目の接種合計1万2,324人中、町立病院の人数は3,882人であり、全体の31.5パーセントとなっています。

8月31日現在、3・4回目の接種合計7,182人中、町立病院の対応件数はございません。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 1点目の町立病院の訪問診療についてお伺いいたします。

先ほど答弁の中で、介護訪問ステーションで訪問診療をしている件数が1,087人、年間このくらいの人数がいらっしゃる、月に直すと大体90人ちょっとくらいの方が訪問診療を必要としていると。昨年度まで町外のみながわ往診クリニックがありましたけれども、それが移転してしまつたと。また、訪問診療をしていた藤田内科クリニックも訪問診療をやめております。毎月90人前後の方々がお在宅医療をしているわけなのですけれども、この方々は医療機関を非常に頼っているわけなのです。私の母もそうなのですけれども、自宅にいて療養している。特に高齢者になって、90くらいになってくると本当に自宅にいたい、だけれども病院に行くのが大変になっていきます。今も月に2回ほど病院に通っていますけれども、通えるうちはいいのですけれども、そのうち通えなくなってくると。訪問看護ステーションでは、町民からの訪問診療の要請が非常に増加していると。特にコロナ禍において増加してきているということで、昨年11月に町立病院で往診してくれるように町長に要請があった。懇願されたとお伺いしておりますけれども、どのように町長は思われているのか、町長にまずその辺をお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 町長に足りない分がありましたら答弁願いたいと思いますけれども、まず私のほうからその辺の事情を含めて答弁させていただきます。

昨年11月に訪問看護ステーションの所長自ら町長のほうに、議員のほうからあったような町外の皆川さんのところのクリニックができなくなった。それから、藤田先生のところも体調の関係もあって難しくなった。そういう中で、実態として町内にこれだけの1,000人ぐらゐの人たちが訪問看護に期待しているというか、実際必要だということを含めて要請がありました。そ

のことにつきましては、院長を含めて病院のほうとは町長も話をし、対応が何とかできないかというところは話はしたのですけれども、ちょうどそのときに医師の退職なんかもありまして、なかなか体制的には難しいというようなことでありました。実際的には、昨日ご答弁もさせていただきましてけれども、本町がこれから包括ケア病床の回復期医療に進んでいく上では訪問医療というのは非常に必要な部分になってくるということは、十分私たちも、町としても、それから院長としても理解はしております。ですから、その体制づくりを進めていかなければならないというところの押さえ方は、今いろんな医師の確保を含めて進めていかなければならないということになっております。

本町のこれからの医療体制の全体的なことをちょっとお話ししたいのですけれども、今言ったように、これからの状況、医療環境を考えたら、今言ったような回復期医療に向けた体制づくりは1つしなくてはならない。それから、救急も必要な部分については対応しなくてはならない。それから、もう一つは、訪問医療に関わってですけれども、高齢化がこれだけ進んでくる中で、それも後期高齢の部分が増えつつ今進んでくる状況になっている中で、みとりだとか終末医療をどうするかという、そういう3つの役割を本町の町立病院がいかに担っていくか、その辺のところは3つそのものを確実に担っていくためには、体制の問題がなかなか、どういうふうにつくり出していくか、そこところが医療スタッフの確保を含めて、それから全体の役場としての定員管理の問題もそこには入ってきたりする部分をどうクリアしていかなければならないか、その辺のところを十分今後考えていかなければ、本町の町立病院の役割がしっかりとしたものにならない。

もっと言うならば、広域的にその辺のところを医療構想の中でどういう役割分担をほかの医療機関としていくか、そんなことも1つ考えていかなければならない状況かなと思っています。いずれにしろ、今ありましたような要請も含めて、必要性については十分理解をし、認識をして、今後その体制づくりには向けて進んでいかなければならないということだけはしっかり念頭に置いて進めてまいりたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 副町長のおっしゃっていることは、私もよく分かります。でも、現実にはもっと厳しいのです。現在、先ほど年間約1,087名ですか、毎月90名前後、この方々のうちの6割近くが町外の病院でお医者さんに診てもらって、そして訪問看護の方がその指導で来ているという状況があると伺っています。自宅で訪問介護をしていただいているのですけれども、実際にはお医者さんの診療ができないままやっているわけなのですけれども、ところがうんと高齢になってきて、自宅でみとりをお願いしなければならない状況になってきたときにどうなるかということなのです。私の父も自宅でお亡くなりになって、やはりそのときも最終の終末医療の頃になったときも自宅で亡くなりたいたいということで、そのときは藤田先生に来ていただいて最後にみとっていただいて、死亡診断書を書いていただきました。現在の日本の形では、このように訪問診療していただいて診断書を書いていただかないと、警察のほうで事件として取り扱わなければならないという法律があるのです。ルールがあるのです。そういうことを考えると、

これは喫緊の課題なのです。

町立病院は、一般町民の訪問診療とみとりを率先して行っていかなければならない危機的状況にあると、私はそう思っております。これについて、みとりができない、こういうことで実際にご自宅で亡くなった場合にどうしたらいいのか。また、訪問診療してもらえないから、仕方ないから救急車で病院に入れると。病院に入ってしまったら、ご家族が面会できなくて、最後のお別れができなくてつらい思いをしている。こういう状況をまだまだこれから先も続けていかなければならないのであれば、非常に町民にとってつらい状況です。そのために町立病院があるのではないかと私なんかは思っているのですけれども、その辺をもう一度理事者の考えを伺いたいと思います。みとりについて含めてお伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） みとりにについては、24時間以内に医師の診断といますから、それがなければ今言ったような事件扱いのようになって、取扱いが非常に面倒になるということは私どもも理解しておるところでございます。そういう中で、看護ステーションの所長との話の中では、何とか町立病院においても最終的なみとり、町立病院に連れてきてもらわなくてはならないことはあるのですけれども、そういう体制づくりはまず最低限していきたいということで話はさせていただいております。実際町立病院においても、聞いている限りはそういう体制はつくっているということで、実際にそういう場面もあるということなので、一番いいのは医師が自宅へ伺ってしっかりとしたみとりをすべきでございますけれども、今の24時間体制の中でそれらをやっていくということは体制的には大変な部分があるので、何とか今後に向けては十分検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、今の段階としてはみとりを何とか町立病院の中でやる体制だけはいくらでもつくりたいなと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 病院は、理事者である、責任者である町長がこういう形をやってくださいと、そういうきちんとした指導があればそういうような体制づくりになっていくと思うのですけれども、その辺町長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今の社会情勢で、ご自宅で亡くなる、ご自宅でみとりをしたいという希望が多いのは私の耳にも届いております。できるだけ沿うような形で進めていきたいというような考えは持っているのですが、今の町立病院の体制では物理的に難しいということで、そのために専門医、家庭医、総合医等々のスタッフ等も用意しなければならないという現実もありますので、この辺は院長とも話をしながら、どういう形で白老町のみとりの希望者について寄り添っていけるかというのは、今の段階ですぐやりますという返事はできないのですけれども、そういう要望が多いというのは私の耳にも入っていますので、現場のほうと協議をしながら進めていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） やっと一步踏み出して、地域包括ケア病床が今年10月1日から開設されると、これは一步踏み出したのかなと私は思っております。ただ、2年も遅れてしまったということも若干悲しいのですけれども、先ほど町長が医者のおっしゃっていただきましたけれども、昨年度は4名の医者が雇用されましたけれども、この中で残っているのは1名しかおりません。町民の方々から行くたびに先生が替わって、本当にどうしたらいいのだという声もたくさんありました。町長は、新しい責任ある医師を確保するのが町長の使命だと思います。まず、これらのことに対してどのように考えているのかということなのです。診療体制も大切なのですけれども、運営していく上で、先ほどから答弁があるように、地域包括ケア病床をするにしてもやはり医師が必要、収益を上げるためにも医師が必要、訪問看護をするにしてもみとりをするにしても医師が必要、ここは本当に何をやるにしてもまずお医者さんがいなければ駄目だと思います。こういうような中で、令和6年に開業予定の新病院ですけれども、また医療機器の導入とか設定、医療システムなどを誰が責任を持って行うのかという新しい課題も出ております。新病院には新しい院長が就任されると思いますけれども、今から建設と一体になって行わなければ開業に間に合わなくなるおそれがあるのではないかと考えております。

昨日も町長は医師確保に奔走していると答弁してはいますけれども、医師確保は病院経営の最大の根幹であり、肝であると思っております。新病院に向けても必要でありますけれども、今の白老町の中においても医師確保は大事だと思うのですけれども、町民に沿うような医療体制を整えていただきたいと思うのですけれども、これについて答弁をお願いします。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町立病院で欠かせないのはお医者さんの確保であります。お医者さんもここ数年の間ですぐ辞めていった方も数名いらっしゃるのですが、この辺はお医者さんの確保をするとともに、そのお医者さんの考え方、職場環境等々も一緒に、こちらの条件もありますので、向こうの条件とウィン・ウィンの形で進めなければならないと思いますし、入ってからすぐ辞められる方は思っていたのとちょっと違うとか、その辺の説明不足もあったのかなと反省をしておりますので、今お医者さんの確保にいろいろ動いているのも事実であります。それと併せて来られる希望の意思があるお医者さんともきちんと白老町の町立病院の現状、体制等々も話し合いをしながら、長くいてもらえるお医者さんをきちんと選定をしたいと思っておりますし、昨日もちょっとお話ししましたけれども、今の院長の定年もありますので、早急に、これは今でなくて前から動いているのですけれども、なかなか結果が結びつかないのですが、現在進行形で進めたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 町立病院の運営体制もやはり大事になってくるのではないかなと思うのです。苫小牧市立病院が新しい病院にするに当たりまして、確かな人材確保のために医師とか看護師、慢性的にあそこの市立病院も不足していたという状況がある中で、どのような医療体制を組むべきかということで簡単なお話をすると、職員の勤務体制を変更したと。外来はパートの方にしたと、夜勤勤務のできる方々は正職員として、たくさんの医療従事者を確保して、

そして体制を整えてきたと言っています。白老町も新病院移設に当たって、今までの体制ではなく、きちんとした改めてこういうような条件で来ていただけませんかというような、スタッフにとって職場で働きやすい体制を整えて、そういう中でこの病院の新しいお医者さんもこういう中でいかがでしょうかとしていかなければ、なかなか今の体制でどうですかといっても無理なのではないかなと私は思うのです。その辺の考え方についてお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問の中で苫小牧市立病院の状況のお話がありました。市立病院と町立病院、確かに規模の違いはございますが、その辺りは私も市立病院のほうにいろいろ話を聞かせていただいたところでございます。議員のお話にあったとおり、外来と病棟の看護体制、こちらのほうを確認したら、外来診療体制というのは正規の職員が看護師は32名と、任期付と言われる立場の方が17名、会計年度任用職員の方というのが35名いるということで、まず正規の方についてはほぼ上司に当たる主任看護師だとか看護師長と言われる方で、ほとんど現場は今言ったように会計年度任用職員の方となっております。対して、病棟のほうは正規職員が275名と相当いますけれども、ほとんど正規の方と。その辺りどういうふうになったのでしょうかということいろいろ聞いてみたら、外来勤務は今言ったように非正規の方、病棟については正規というような形で、すごい職員数、大所帯であるがゆえに、産休だとか育児休業に入られる看護師というのも出てくるので、同時期に多数出てくるということもあると。そしてまた、病棟については、当院もそうなのですが、診療報酬を取る上で看護師の人数は安定して置いておかなければならないということがあるので、どうしても病棟のほうの手厚くというようなことでございます。

当院も正規の看護師に採用するときは、夜勤ができる方ということで1つ条件は持っているのですけれども、今議員のおっしゃった医師を確保する、また当然看護師や医療従事者を確保する上でもそういったところは当院についても取り入れるところは取り入れて、環境を改善していきたいなと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） お医者さんが不足している中で、働きやすい環境というものを整えていただければありがたいかなと思います。

次に、町立病院と町内の民間病院及び集国会場でのワクチン接種の状況についてお伺いいたします。新型コロナワクチン接種による件数は伺いましたけれども、収入額と経費、もし分かりましたら教えてください。それと、PCR検査による収入額とか経費とかは分かりますでしょうか。また、3、4回目のワクチン接種は対応しておりませんと答弁いただきましたけれども、これの理由についてもお伺いしたいと思います。対応できなかった理由です。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、コロナのワクチンの接種件数でございます。昨年度、主体でかなり件数を1回目からやらせていただいたというところなのですが、まず3年度当院が対応した件数ですが、7,537件と、収益額でいきますと2,920万4,739円となっております。令和

4年度、これは8月末現在ですけれども、ワクチンの接種件数586件、収益にいたしますと390万6,782円ということでございます。

あと、PCRの検査の件数でございます。このPCRの検査につきましては、保険診療、また自費で検査される方もおります。また、委託で外注して検査もやる、無料の検査も行っているということなのですが、まとめてお答えしたいと思います。PCR検査件数は、令和3年度が1,253件、年間の収益にいたしますと1,076万500円となっております。次に、4年度です。これは9月5日現在ということで、件数が720件、年間では今のところ614万2,000円ということでございます。ワクチンの接種件数につきましては減っていると。そして、PCRの検査につきましては、9月5日現在720ということで、年度としては昨年度より件数は増えるかなと捉えております。

それと、先ほどあった3回目、4回目の実績がないということなのですが、まず1回目、2回目、3回目、当然最初の1回目、2回目については、皆さん相当数は受けなければならないという中で進んできて、当然当院につきましてもその一医療機関ということで件数はこなしていたというところでございます。3回目、4回目になって件数が減ってきたという中にありまして、当院といたしましては、ワクチンのほうをまず件数をこなすということもあるのですが、集団接種はほかにもございます。また、いろいろな各種検診、こういったところもあります。また、何よりコロナのワクチン接種をやっているときにどうしても副反応だとか、そういったところでの救急対応、そちらはやはりうちで受けなければならないというようなところもありまして、不採算部分、またそういったワクチン接種の副反応のバックアップといいたいまいしょうか、後方支援に回るというところはどうしても当院の役割としてありますので、件数としてはやはり抑えぎみになってしまっている、少なくなっている一つの要因かなと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ワクチン接種とPCR検査、2つの課題なのですけれども、ワクチン接種とかはなぜ3、4回目の接種対応ができないのかというその理由を伺いましたけれども、その理由を聞いても、ほかの病院だって同じ条件だろうと、申し訳ないのですけれども、私はそのように思います。また、町民からもそういうような声も聞いています。実際にワクチン接種を民間病院とか、そういうところにばかり委ねてしまって、町立病院の本来の役目であるものが全然見えてこない、私もそのように多くの町民から声を伺っております。また、PCR検査におきましても、多くの町民の方々から土日祭日は受け付けてもらえないので、町外に行かなければならないと。こういうところもやってもらえていないと。ワクチン接種もしてもらえないし、PCR検査もやってもらえないと。町立病院なのですから、これだけたくさんのコロナが蔓延してきている状況の中で、やはりもう少し努力してほしいなという声があるのですけれども、それについて当然病院のほうにもそういう声が届いていると思いますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議員のご質問にあるとおり、経営改善の途上にある町立病院が

このワクチン接種をすることによって、先ほど申し上げたとおり、かなり収益が上がってくるということは紛れもない事実でございます。そういった部分からいいますと、町立病院として積極的にPCR検査やワクチン接種はやっていかなければならないと、それは当然そういうような考え方でございます。ただ、先ほどからちょっと申し上げているとおり、町立病院としての役割といたしましうか、それがかなり増えてきてはいるというのもまた事実でございます。先ほど理事者のほうから答弁ありましたとおり、今後訪問診療、そういった部分で回復期医療にも力を入れていかなければならないと。当然そういった今後訪問診療をやる上では、24時間の救急体制だとか医療体制というのも同時に維持していかなければならないということがございます。ワクチン接種一つだけを見てなかなか判断できないというところが非常にありまして、病院としては、やはり自治体病院ですし、公設の医療機関としては全ての役割、これに応じていかなければならない。それに対しての医療体制も整えなければならぬということも1つ考えていかなければなりませんので、なかなかすぐ取りかかるというのがちょっと言えない状況ではありますが、そこは理事者とも町側とも政策的な医療の方向性ということで今後また考えていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 昨年度の前田議員の質問で、町側は令和4年度の収支見通しで新型コロナウイルスワクチン接種回数の減少で前年度より約3,000万円の減収見込みであると答弁しています。苫小牧市立病院は、長年赤字だったのですけれども、新型コロナウイルスが蔓延して黒字になったと。3年連続大幅黒字だと、そう伺っております。なぜ町立病院は減収になって、なぜ市立病院は大幅な黒字になっているのか。そこに、白老町の医療機関としての使命とか役割とかというものもありますけれども、黒字にするためにどうしたらいいのかという抜本的な経営の考え方がどこかずれているのではないかなと、私はそのように厳しく指摘させていただきたいと思えます。これは課長が悪いわけではないのだけれども、経営改善しなければならないとってつくっているのです、白老町では。白老町立病院経営改善計画、2020年から令和7年、2025年までの計画をつくっているのです。こういう期間であるということをやむを得ず肝に銘じて、きちんとした黒字にするためにどうしたらいいのかという努力をしていただきたいなと思って質問させていただいております。これについて答弁ありましたら、お伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議員からご指摘いただいた町立病院としての役割、そのところはしっかり町立病院の使命として、私たち理事者も含め、それから病院の院長をはじめとしたスタッフを含めて、その辺のところは再度また院長との話も含めてしていきたいなと思っております。しっかり受け止めて、今後の経営改善をしなければならない。今回の資金不足という事態も含めて、これがどういうことを意味しているのかということは、これまで病院の中で医局会議だとか運営会議だとかというときにもその状況、経営の状況については医師を含めてしているわけですが、まだまだその辺のところの意識の醸成がなされていないというところだと思うのです。その辺のところは、いろんな条件がそこにあるのでしょうか、そう



いう改善に向けて進めていかなければならないということは再度しっかりと病院を含めて私たちも受け止めていきたいと思えます。

もう一つは、今ありました苦小牧市立病院の関係ですけれども、それは私も聞いております、黒字化というのを。ただ、本町の町立病院と苦小牧市の市立病院との大きな違いというのは、あそこは本当に高度の救急医療機関として、そしてコロナについては病床を持たなければならないという条件の下に、受入れ病床を持っていることによる収入増ということもあります。本町においてはその病床を持つだとかということの環境ではありませんし、発熱外来を持って、その分をどういうふうにして対応していくかということの大きな違いがあるところではご理解をいただきたいと思えます。ただ、最初に申し上げたように、今回の3年度の決算の状況を含めて、しっかりとそれを受け止めながら、今ご指摘のあったワクチン接種に対する対応、それからPCR検査に対する対応についてはしっかりと取り組むように、町長のほうからも、私たち理事者のほうからも病院のほうには指導をといたしますか、話をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） それでは、病院のほうで最後の質問とさせていただきます。町立病院では、車椅子を必要とする患者が増加しています。古くて重たい車椅子がほとんどであります。時間帯によっては車椅子が足りなくなっております。待合室の椅子は、クッションがなく、硬く、冬は足元に冷たい風が吹き抜けております。白老町は、病院会計で経費削減を行ってきた結果、患者には厳しい環境となっております。車椅子は三、四万円程度であります。また、3人がけの待合室の椅子も五、六万円程度からあります。実際に白老町の町立病院では会計の支払いもカード払いができなく、非常に不便極まりない状態であります。令和6年度に新築になるので、それまで我慢してくださいというのは違うと私は思います。白老町では、高齢になっても、幾つになっても生きがいを持って暮らせるまちであってほしいと思っております。それには、安心して通える病院があつてこそだと多くの町民も思っていると思えます。私自身もそのように思っております。もっと患者に優しい病院になっていただきたい、このような思いから本日は質問させていただきました。町立病院は経費削減のために一生懸命頑張っておりますけれども、それが行き詰まってしまうとこういうような状況になってしまっていると、それでは本末転倒ではないかなと私は思っております。最後になりますけれども、理事者の答弁を伺って、町立病院の質問を終わらせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご質問があつた病院の環境関係のことについて、まずご答弁させていただきます。

車椅子は、事務長から確認しているところでは、正面玄関に4台ということと歩行器2台ということで、混み合っているときにはそれらが全部出でしまって、また上の病棟だとか、きたこぶしのほうから持ってきてという対応になっていると。その車椅子も古くて重いだとかということは聞いております。この点につきましては、何とかやりくりをして更新を図っていき

いと、検討を進めていきたいと思えます。車椅子につきましては、今後新しい病院になっても使えることですから、早めの対応はしていきたいと考えております。

また、長椅子の件については、診療時間が最近聞くところによると長いのが悪いということでもないし、診療時間が短いというのがいいというわけでもないのだけれども、やはり時間的には長くなっているということは話を聞いておるところです。そういうことで、病気を持っている患者が来て、あそこのところに座り続けるということは大変苦痛な部分があるのだらうなどと、そこのところも理解をしております。長椅子は、全部替えるということは今の段階ではなかなか難しいところがあるのかなとは捉えているのですけれども、その代替措置として座布団だとか少しでもクッション性のあるものを用意して、使えるような体制づくりを進めていきたいなと思っております。

いずれにしろ、本町の病院が掲げる患者に信頼される病院というのはどういうものなのかというところあたりを、今優しい病院にということでお話がありましたけれども、今回病院改築に当たってもそのハード面ではなくて、ソフトの部分をしっかりとして医療スタッフを含めて理解をして医療行為にというか、医療に当たると、そういう病院づくり、今後機会を設けて病院との関係づくりも進めていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時24分

○副議長（氏家裕治君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 西田祐子でございます。引き続き質問させていただきます。

3点目の児童生徒の交通安全についてであります。

（1）、登下校時のウポポイ前の踏切と役場前の踏切の考え方について伺います。

（2）、白老地区の小学校統合により児童の行動範囲が広がったが、線路の越境における学校の指導内容について伺います。

（3）、児童生徒の白老駅エレベーター利用における学校の指導内容について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「児童生徒の交通安全」についてのご質問であります。

1項目めの「登下校時のウポポイ前の踏切と役場前の踏切の考え方」と2項目めの「白老小学校の線路の越境における学校の指導内容」については関連がありますので、一括してお答えします。

平成28年の3小学校統合以降、鉄南地区の児童は、教員と保護者で構成した統合準備委員会で検討し、決定されたウポポイ前の踏切と白老駅自由通路、役場前踏切の跨線橋の3か所を通して通学しております。

小学生の放課後や休日の行動範囲について学校では、原則として3年生までは旧校区内、4年生以上は校区内として発達段階を踏まえた指導を行っておりますが、3年生以下の行動範囲は、最終的に家庭の判断としております。

3項目めの「児童生徒の白老駅エレベーター利用における学校の指導内容」についてであります。

白老駅のエレベーターの利用の在り方については、利用開始時に小学校、中学校の教員が合同で現地を確認するとともに、他地域の利用状況を参考に、職員会議やPTA役員会において検討を行いました。

その結果、高齢者や身体の不自由な方を優先する考え方や通勤など他の利用者との混雑を避けるため、登下校時の自転車利用については禁止しておりますが、休日については、中学生のみ利用を認めております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ウポポイ前の踏切と役場前の踏切の考え方と、またエレベーターの利用についてなのですが、私が質問した意図というのは、まずは小学生の子供たちの線路の越境における学校の指導の在り方ということなのですが、まず小学校4年生以上は校区内としてということは、つまり自由に行ったり来たりできるということで判断してよろしいと答弁いただきました。3年生以下の行動範囲は最終的に家庭の判断となっておりますけれども、これはきちんと学校の中でそのようになっているのでしょうか。実は、白老町議会のほうで保護者の方々と懇談したときに、これと全く違うことをおっしゃっているわけです。子供たちが常に行きたいというところ、例えば白老から大町のこちらに住んでいる方々はウポポイのところですか、ミンタラの児童公園、あそこのところで何か役場でかわいいのを造りましたよね。あそこでぼんぼん跳んでいますけれども、あそこに友達と行きたくてしょうがないと。行きたいのだけれども、線路から山側の友達はいつも行っていると、でも線路からこっち側の子供たちは行かれないと。どうして親が一々仕事を休んで連れていかなければならないのだと。そういう状況の中で不便であるという声を聞いております。それについては、きちんと学校の中で指導されているのでしょうか。その辺をまずお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 答弁した内容のとおり、4年生以上については自由という点については、当初4月等、学校のほうでそういう交通安全指導を行う中においても子供たちにも指導しておりますし、保護者に対してもそのような通知を、白老小の教育という冊子を配るのですが、その中においても丁寧に説明をする文章を設けて指導していると委員会としては認識しております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、そのところをきっちりはっきりしていただきたいと思っております。というのは、もしこれが今書いているように3年生以下の行動範囲は最終的に家庭の判

断となっておりますと言いますけれども、そうしたら小学校1年生の子供たちは学校に行くときに越境しているわけですよ、大町とか、線路からこちら側の方。矛盾していますよ、言っていることが。そうではないでしょう。校区が1つであれば、当然小学校1年生の子供たちが通学しているわけですから、行動範囲も親の判断でということよりも、学校が子供たちに通ってきてくださいと言っているわけなのですから、親御さんに送らないでくださいというような話は聞いています、学校まで。それなのに、それ以外のときは行動制限をするというのは非常に矛盾していると思います。私は、ここのところをきちんとしていただきたいというのが1点。

もう一つは、都会では小学校1年生の子供たちがバスに乗ったり、エレベーターに乗ったり、エスカレーターに乗ったりして、電車通学したり、バス通学しているわけですよ、小学校1年生でも。白老のまちの子供たちが学校まで通っているのに、通学できているのに、それ以外の行動範囲はできないというのはあり得ない。矛盾している。子供たちに対してどのような指導をしているのか。子供にしてみたら矛盾していると思うのです。皆さん考えてみてください、小学校1年生だったら。学校には自分で来なさい。帰りも自分で帰らなさい。でも、それ以外は行っては駄目よと、親と一緒にいかなければ駄目よと、親の許可をもらわなければ駄目よと。それは、どこかに行くときは親の許可はもらいます。でも、親と共にいかなければ駄目だというのはどう考えてもおかしいと思います。その辺ぜひ教育長は各学校に徹底していただければと思います。いかがでしょうか。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 学校でつくっている決まりというのは、別に法的な規制があるわけではありません。要するに子供の立場に立って、子供が安全に校外で生活できることについての目安を家庭へ周知して、理解をいただくということになっています。ですから、ここに書いているように、言ってしまうと全て最終的に家庭の判断になってしまおうと思います。最終的には全てのことにおいて。ただ、最初にお話し申し上げたように、学校では子供たちが安全に校区内で生活してもらいたいという、そういう考え方もありますので、目安としてお示しをしております。そのときに、このこともいろいろ捉え方があって、きちんと保護者の方に十分伝わっていないということであれば、これは学校として改めてその伝え方を含めて工夫しなければいけないと思うのですけれども、この行動範囲も例えば歩いて動くのか、自転車で動くのかというような細かい問題があります。そうなったときに、小学校では小学校1年生に交通安全の自転車の乗り方って指導していないのです。基本的に1、2年生は歩く練習。自転車については3年生以上、それは子供たちの発達段階や体の大きさを考えたときにやはりそのことがまず大事だと。ですから、議員が言われるように鉄南地区の子供たちが登校しております。それが例えば図書館に行きたいといったときに、それはある程度学校にも行っているわけですから、図書館はその手前で、当然それはあり得ることだろうと思います。ただ、いろんなケースがあるのです。このときはどうなの、あのときはどうなのといういろんなケース、ケースが出てきますので、おおよそしてこんな考え方でやっていますというのが原則的な捉え方です。ですから、先ほどお話ししたように、例えば自転車でどこまででも行けるのかということになれば、子供の安全を考えたときに学校で推奨することは、私は、それは難しいのではないかなと思っ

ていますので、いずれにしても議員が今お話しいただいたように、学校のほうにももう一度決まりの在り方、それから保護者への伝え方、この辺りについてはもう少し丁寧にきちんと分かるような方法や手段で伝えるように、そのことは校長会でも伝えていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、自転車については別だと思っています。というのは、歩くのは基本ですけども、子供たちは歩いて基本は登下校していますよね、小学生なんかは特に。そうやってきたときに、自転車というのはある程度きちんと交通安全ルールを守ってやらなければいけない。そこはきちんと区別していただいて結構だと思いますが、しかしながら歩いて登下校している中で、親にきちんと行って、歩いていける範囲のところに遊びに行く。白老町のまちは、川沿に児童館があったり、緑丘のほうに親水公園とかプールがあったり、白老町のまちの中心に物があるわけではなくて、山側のほうにたくさんいろんな施設があるわけですから、そういう中で子供たちが冒険みたいな形で探索するためにも行動範囲をきちんと指導することが学校の使命だと私は思います。禁止するのではなく、そういうような子供たちの交通安全もあるけれども、子供たちの行動範囲というものをきちんと把握した中でそういう指導をしていただければと思います。

次に伺います。白老駅のエレベーター利用についてですけども、エレベーターの利用はしてもよろしいのでしょうか。この答弁だと登下校時の自転車利用については禁止しております。聞くところによりますと、エレベーターを使っての自転車利用は禁止なのか、それとも階段のところは自転車を持って上がれますよね、あれも禁止なのか。その辺を伺います。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 白老駅の登下校時のエレベーター利用ですが、まず自転車で乗り降り、エレベーターを利用されることについて禁止はしておりますが、階段のところはルールというか、ついているところについては禁止してはいない状況でありますことと、徒歩であそこのところを通行する部分については禁止している状況ではないと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、それもおかしいと思っています。白老駅エレベーターは、町道になっていますよね。つまり公道ですよ。公道を制限している状況になっているのですよね、この答弁によりますと。通学するときに朝の混雑時に自転車利用は禁止している。つまりエレベーターを禁止するというのは分かるかもしれないけれども、下校時まで禁止する必要がどこにあるのかなというのが1つあります。休日については、中学生のみ利用を認めております。小学生は認めていない。これも先ほど教育長が答弁しましたよね、小学校のある程度学年が上になってくると自転車の交通ルールをきちんと指導すると。そういう指導をされた中であれば、たしかシールか何かをもらえるのですよね。何かよく分からないけれども、子供たちが交通安全ルールをきちんと自転車に乗れるようになりましてというのもきちんとしていますよね。そういうものを持っている子供たちは、自転車で白老駅のエレベーターを利用するというのは、

私はあって当然だと思うのです。そのために造ったのではないかなと私は思います。

まず、町民から一番言われていることが役場前、特に役場前の踏切です。子供たちが自転車で、特に中学生とかが自転車で渡る。そのときに、朝なんかも車の出入りが激しいと、そのときにちょうど子供たちが自転車で通ると非常に危ないと。学校帰りもそうだと。まだ今の時期はいいけれども、もう少し薄暗い、暗い時期になってくると、ちょうど4時くらい、帰るくらいの時間になってくると周りは薄暗くなっていて、非常に踏切は危ないと。そういう中でなぜ白老町はエレベーターを使わせないのかと。駅の町道を使わせないのかと。本来の目的と違っているのではないかという意見もあります。白老駅の駅員にエレベーター内の死角とか密室についてどうなっているのですかとお伺いしました。もちろん駅の構内からはじめ、それ以外のところの階段のところとか、駅員が大きなモニターで全部見られるようになっていきますと。エレベーター内の死角については、駅員にお伺いしましたら、専門の業者が24時間体制で監視しており、駅員がいるときにはすぐ通報が来て、駅員が対応すると。それ以外の時間帯は、専門の事業者に通報され、すぐに対応しています。ですから、ここは駅でありながら公道ですから、当然どんな方々も安心して通行できるようになっていきますときっぱり言われました。

私は、きちんと子供たちにもエレベーターの利用をしてもらって、そしてどういうマナーで使ったらいいのかと指導するのが学校の仕事ではないかなと。ただ単に禁止すればいいわけではありません。先日、北広島市の駅に行きました。あそこは、はっきり言ってびっくりしました。エレベーターだらけとエスカレーターだらけで、どうしたらいいのかわかりませんでした。今の都会に行ったら、東京もそうですけれども、大都会に行ったらほとんど道路にエスカレーターがあるのです。そして、エレベーターもあるのです。すみません、あそこの3階に行きたいのですけれども、どうしたらいいですかと言ったら、あそこのエレベーターを使ってください。階段とかはないのですか。ありません。そういう状況の中で、子供たちに教えないといけないのはそういう文明の機器をきちんと指導するということが大事だと思います。都会に行ったときにエレベーター一つ乗れないような人でいいのですか。私は、そちらのほうがおかしいのではないかと思います。教育は、何でも制限することではなく、子供たちの好奇心とか未来に対して責任を持って指導するということが大事だと思いますので、また高齢者だとかいろんな方々が混んでいるときに自分はどのような行動を取らなければならないのか、そういうことを指導していくべきだと思います。

最後になりますけれども、ここをきちんとしていただいて、エレベーターも自由に使う、そのためにきちんと学校は指導していく、そういうようなお考えがあるかどうかをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員がお話しされたように、私も子供たちにいろんな禁止事項をつくって、あれは駄目よ、これは駄目よという中で生活させるのでは子供の判断力とか自主性というものは育っていかないと。そういう意味では、十分大人も配慮しながら子供たちにいろんなことに取り組みさせることが大事だという考え方については私も全く同じです。

エレベーターの件でありますけれども、通常駅に設置されているエレベーターというのは、

いわゆるバリアフリー法によって、全ての方が利用しやすい環境をつくると。ですから、全ての方の中には当然小学生や中学生も入ると思います。ただ、優先順位としては、やはり高齢者や体の不自由な方が優先されるべきだと。現実的に、鉄北にいる中学生というのが大体90人ぐらいいます。ほぼほぼみんな自転車で通っています。歩く子もいるかもしれませんが、ほぼ自転車で通学している状況です。今学校のほうでは、子供たちの通学に関わって、登校に関わって大体8時から8時10分、15分ぐらいの間に登校するという指導をしております。そうしますと、現実的には駅のところを使用不可にしていますので、大体ウポポイのほうが20人ぐらい、そしてこの役場前を70人ぐらいの子供たちが同じような7時40分から50分ぐらいにはほぼ通過していくこととなります。それを例えば、おっしやることは十分分かるのですが、中学生も使っていないよという状況になったときに、恐らく距離的には一番あそこが最短になりますので、エレベーターの利用も当然多くなるのかなと思います。90人がみんな駅のところを通るということは考えられないのですけれども、かなりの子供たちがあそこのエレベーターを一定の時間占有するというか、そういう状況が生まれるのかなと。私も今回実際にあそこへ行ってエレベーターに乗ってみて、実際大人であれば四、五人ぐらい、1つのボックスの中に。自転車を押している子供たちだと2人乗るともういっぱいなのです。それが常に上るほうのエレベーターと下りるほうのエレベーター、2基を使って移動していくこととなります。それが実際にやったわけでないですから、どういうふうになるのかというのはちょっと分かりませんが、今それが例えば来月からいいよとなったときにどのような状況が想像できるかということ、90人のうちのかなりの数の子供たちがあそこのエレベーターの前で2人ずつ乗っていく形、それが乗ったやつがまた今度下りてきて、次の子がまた上っていくというようなことの繰り返しは8時前後の間はかなり出てくるのかなと。そうなったときに、本当に高齢者の方や体の不自由な方が乗れるのかとか、あるいは通勤で利用される方も結構いらっしゃると思いますので、その方々がどうなのかと考えたときに、絶対私は中学生が乗ってはいけないとは思っていないのですけれども、ただ、今同じような時間帯の中で果たして本当にそういう判断がどうなのかというのはちょっと考えるべきだと。

これは、現実的に今苫小牧市の沼ノ端地区にも同じようなエレベーターがあって、中学生が渡るときの判断基準として、最終的に学校としてはまず中学生優先ではなくて、体の不自由な方や高齢者の方、そして通勤の方を優先して、中学生はそこを使わないようにしようというような取決めというか、そういうルールにしたということを伺って、なるほどなど。私は、学校の今やっている判断としては、決してこれは間違った判断ではないのではないかなと。

ただ、これから状況として、工夫として、これからずっとあそこは使えないのかということのその結論は、別に使わないことが正解だとは思っていないのです。ですから、例えば今中学校では休日なんかは子供たちが割と個人で動きますので、そういうときはみんなに迷惑かけないようにマナーを守って使おうねという一応指導はしております。ですから、その辺もう一度保護者の方の声だとか、子供たちの状況だとか、そういったことも学校のほうで確認してもらいながら、今後の指導の在り方について、エレベーターの使用の可否について教育委員会で判断するというよりは、これは学校の通学路の流れの中で学校としてどう判断していくのかとい

うことが私は極めて重要だと思いますので、その辺は一度また機会を捉えながら学校のほうにも状況を確認したり、要するに保護者の意向だとか考え方だとか、そういったものも丁寧に対応するように指導はしていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今教育長は大事なことをおっしゃいました。約90人の生徒が使ったらどうなる、エレベーターがと。私も最初の頃はそう思っていました。でも、現実的に90人、約70人の子供たちがエレベーターを使うということになったら、時間的な問題がありますから、中学生なんかは特に男の子なんて自転車を担いで階段を上ったり下りたりしたほうが速いわけです。では、具体的にエレベーターをどれだけ使えるかといったら、時間的な制限があるから、私はそうではないと。そういうところこそ指導すべきだと私は思うのです、申し訳ないのですけれども。やっぱりエレベーターを使わなければいけないという子っていますよね。特に中学1年生くらい女の子だったら、自転車を担いであそこのところを上っていくというのは非常に厳しい。だけれども、それが中学2年生くらいになると体力がついてきて、まして男の子だったらエレベーターの順番を待っているくらいだったら、階段を自転車を担いで走ったほうが速いと。だから、あそこのエレベーターとエレベーターの間の通路にしても同じです。ああいうところをきちんと子供たちが、今まで私の見てきている中では中学生くらいになると、小学生もそうですけれども、きちんと右側通行なら右側通行、真ん中を偉そうに歩いているのは大人くらいで、きちんとしたルールを守って使っていますよ、私から見たら。そういうようなきちんとした子供たちが交通ルールを守り、人に優しい、そういうようなものを感じてもらうのもあそこの場所だと思います。

それよりも何よりも、役場前の踏切です。この狭いのを広くできるのだったら、私は何も文句を言いません。だけれども、狭い。狭い中で朝と夕方、非常に厳しいから、私はエレベーターもきちんと使う、そういう選択肢の一つにしていいのではないかと。また、エレベーターを使えなくても、せめて階段のところは自転車をもち歩いてもいいのではないかと。そういうような選択肢くらいはきちんと議論していただければと思います。

また、町道の管理者である町長、副町長、どのようにお考えになるでしょうか、それをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 児童生徒の通学路の件に関しては、まずは安全にきちんと学校に行き来ができる環境をつくるというのが私たちの役目だと思いますので、今教育委員会とるお話がありました。また、学校側もそうですし、PTAの親御さん等々の考えもあると思いますので、子供たちがいかに安全で、それでふだんの社会生活にも西田議員おっしゃるとおり、どうい教育ができるのかも含めて考えていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） これで5番、会派きずな、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。

ここで次の準備も含め暫時休憩をいたします。



休憩 午前11時50分

---

再開 午前11時51分

○副議長（氏家裕治君） 休憩を閉じて一般質問を続行いたします。

---

◇ 大 淵 紀 夫 君

○副議長（氏家裕治君） 8番、日本共産党、大淵紀夫議員、登壇願います。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、日本共産党の大淵紀夫でございます。私は、2点一般質問をいたします。

最初に、社会教育についてであります。

（1）、第3次白老町社会教育中期計画に基づく町としての社会教育の定義と考え方について伺います。

（2）、少子高齢化の中での社会教育における政策の分析と具体化のための方策について伺います。

（3）、社会教育施設に対する少子高齢化での全体的な見方と施設数及びそれぞれの状況並びに必要な改修費用と計画について伺います。

（4）、スクラップアンドビルドの考え方と社会教育団体等の組織の見直しを含めた身の丈に合った社会教育の考え方について伺います。

（5）、人口減少と財政規模に合った社会教育方針と施設方針について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「社会教育」についてのご質問であります。

1項目めの「第3次白老町社会教育中期計画に基づく町としての社会教育の定義と考え方」についてであります。

社会教育は、社会教育法において、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義され、本町においても同様の理解であり、人生100年時代を心豊かに生きるため、生涯を通じて学び続け、日常生活に生かしていくことが大切であると考えております。

そのため、町民の皆さんが生涯にわたり主体的に芸術文化活動やスポーツ活動等へ参加できるよう、中期計画における推進項目に基づき、現状と課題を捉え、学習機会の提供や学習環境の整備が必要であると考えております。

2項目めの「少子高齢化の中での社会教育における政策の分析と具体化のための方策」についてであります。

少子高齢化の進展に伴い、既存の団体においては会員の減少や高齢化、担い手不足などから活動が停滞し、存続が危惧され、社会教育活動を推進する上で、様々な影響を受けていると捉えております。

このようなことから、社会教育関係団体への支援強化をはじめ、多様な団体が連携して活動に取り組みようコーディネート機能の充実を図ることが必要であると捉えております。

3項目めの「社会教育施設に対する少子高齢化での全体的な見方と施設数及びそれぞれの状況並びに必要な改修費用と計画」についてであります。

社会的な高度経済成長期にあった昭和40年代以降、本町においても活発な社会基盤整備が進められ、中央公民館などの学びの場としての町民文化施設や、総合体育館などのスポーツ施設をはじめ、29施設に及ぶ関連施設を有しております。

いずれの施設においても、建築から相当な年数を経て老朽化が顕著にあり、これらの施設機能を維持するために必要な改修費用は、白老町公共施設総合管理計画において、今後20年の間に17億円が必要であると試算しており、少子高齢化を見据え適正な施設のあり方を整理する必要があると考えております。

4項目めの「スクラップアンドビルドの考え方と社会教育団体等の組織の見直しを含めた身の丈に合った社会教育の考え方」についてであります。

平成28年度と令和3年度における社会教育関係団体の状況を比較すると、団体数としては20団体、会員数としては1,520人がそれぞれ減少しており、全体として縮小傾向が加速している状況であります。

これからの組織運営については、将来人口を見据えた再編や統合が必要であると捉えており、昨年度、道内の先進地を視察し、スポーツ・文化団体の統合に伴う課題について聞き取りを行ったところであります。

今後、本町における持続可能な推進体制の在り方について、検討を進めていきたいと考えております。

5項目めの「人口減少と財政規模に合った社会教育方針と施設方針」についてであります。

令和3年3月に策定した、第3次白老町社会教育中期計画は、10年度までの8か年を見通して、生産年齢人口の減少や急速な高齢化の進行など、地域課題に対応した社会教育活動を更に推進し、効果的かつ効率的な行政運営を行うことを基本として策定したところであります。

また、多くの施設が建築から30年以上経過しており、町民の皆さんが安心して施設を利用していただくためには、計画的な補修や将来人口を見据えた施設の統廃合など、具体的な方針を示す時期にきていると考えていることから、現在、策定中の白老町公共施設適正配置計画において、今後の方針を示していきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 0時59分

○副議長（氏家裕治君） 一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵紀夫でございます。総合管理計画でちょっとだけお尋ねし

たいのですけれども、2017年から10年間の除却施設は多くが未使用、遊休施設なのです。この間での社会教育の関係でのものというのではないのかどうかということなのです。

それから、2点目に、これは社会教育ではないかもしれないけれども、10年間で全て除却した場合、何%までの削減になるのか。例えば病院なんかは建て替えですから、面積が増えれば増えるわけですよ。もちろん周りの職員や医師の住宅というのは減るけれども、そういうことを全部プラス・マイナスした10年後に除却する予定のものが全部除却されたとしたら、30%のうちのどこまでいくのかということが2点目。

3点目、2036年まで、要するに20年間で公共施設の総面積の30%を削減目標にしているのだけれども、社会教育施設でのそれに対する考え方、この点についてお伺いをいたします。

○副議長（氏家裕治君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） まず、私のほうから今後10年間に除却する社会教育施設があるのかどうかということのご質問でしたが、こちらの公共施設総合管理計画の中にも我々が所管する社会教育関連施設を持ってございますが、生涯学習課が所管する社会教育施設におきましては今後10年間、基本的には現状を維持するという中で、今後様々な公共施設の在り方を含めて機能をどう残していくかということについては考えていかなければならないということでございますけれども、基本的には除却する現状ではないということでございます。

それと、今後20年間の中での社会教育施設の考え方でございますけれども、生涯学習課の考えの中におきましては、社会教育の施設の在り方というところは町民の学びの場である。そして、そういう中でコミュニティが生まれていくという中で、やはり大事な役割を担っていくのかなと考えてございます。そういう意味では、しっかりその機能を今後も役割として果たしていく必要があると考えてございます。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 私のほうからは、公共施設等総合管理計画の全体のお話のご質問をお答えさせていただきます。

大淵議員からご指摘のありましたとおり、白老町の公共施設等総合管理計画は平成29年度に策定をしまして、20年間の計画というようなことで、この計画の中ではこの20年間の中で白老町が所有している公共建築物を30%削減するというような計画になっているところでございます。29年度時点で町が保有している公共建築物の面積は15万7,000平米で、要するにこれを30%削減しますよということでもありますので、4万7,000平米を目標値として除却する、ないしは譲渡するというような状況になっているところでございます。10年間どのような形になるかというようなご質問だったのですけれども、その部分は財源の部分とかもあったりするものですから、明確に何%という目標は立てていないのですけれども、この30%にいかに近づけるかというようなことでの目標設定をしているというところでございます。

現状値をお話しさせていただきますと、平成29年度から令和3年度までの実績数でございますと、除却、譲渡、これは寿幸園を譲渡しておりますので、ここも民間譲渡したということで公共建築物ではなくなったというような解釈を取りますと、合計で6,700平米、パーセンテージでございますと全体の4%が令和3年度までに達成をしているというような状況でございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1つは、生涯学習課として管理計画が策定されて、おおよそ5年たっているという中での社会教育施設の更新、修繕が必要だということは分かるのだけれども、方針を立ててやらなければいけないだろうと。答弁の中にもあったように、29施設で17億円ということになると、もう5年経過したということはあと15年しかないということだから、そうなれば優先順位を含めて考えないと、これから計画しているのでは全然間に合わぬと、私はないと思うのだ。そこら辺をもうちょっと具体的にどういうふうにしていくのかというあたりの答弁を1つお聞きしたいと。

それから、今の話で分かりました。4%というのは、30%に対する4%ではなくて、全体の4%という意味ですね。全体の4%と……30%の中の4%。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○8番（大淵紀夫君） ということは、あまり多くないね、寿幸園入っていても。これで要するに20年の計画が間に合うのかという話だ。何でもかんでもやればいいと私は言っているのではないから、この間ちょっと言うけれども。そこら辺は5年たっているわけだ。もちろん5年の計画も全部物が出ているから、これで見ると結構いっているように思うのだけれども、そこら辺はどういう見通しをしていますか。

○副議長（氏家裕治君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 社会教育施設の方向性というか、考え方についてでございますけれども、今課題となっているところは、人口減少はこれからも避けられないということで考えてございます。そういう中でも、先ほどご答弁しましたとおり、地域のコミュニティ、学習の場というのは必ず必要だというような考えでございます。町長の1答目の答弁の中でもありましたとおり、今後20年間で17億円ということを出ておりますけれども、基本的にはその中で約13億円がコミュニティセンター、中央公民館にかかるであろうと。残りの5億円についてはスポーツ施設というような見通しがございます。そういう中で、この機能をしっかり維持していくことがまず大事であるということと、あと当然人口が減っていく中でもスポーツを通して学ぶ部分も非常に大事だということでございますけれども、町民は減っても健康増進、そして生きがいのための体育施設というものは必要だということでございますので、そういった人口が減ってもしっかり健康増進、生きがいが保てるスポーツ施設の在り方というのは大事だということで考えております。そういう中で、議員がおっしゃいますとおり、我々が所管する29施設というのは相当な数を持っている。人口減少を見据えながらも、その機能をしっかり果たしながら、縮小をかけるところはかけていく、統合もしっかり考えながらやっていきたいということで、その機能と在り方については教育委員会としても今後しっかり組立てをしていく必要があると考えてございます。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 公共施設総合管理計画のご質問でございます。すみません、私のご説明が不足しておりまして、申し訳ございません。

あくまでも町が保有している15万7,000分の6,700というようなことになりますので、4%というような現状になっているというところでございます。総合管理計画の中に平成29年度時点で今後5年間除却する施設一覧、そして今後10年間というようなことで計画の中に表記をしております。今後5年間のその施設を除却していきますよという形の一覧の中では、おおむね達成をしている状況でございます。ただ、今後10年間、さらにその10年間というようなことになってきますと、現状として財源も含めた中でなかなか厳しい状況ではあるのですけれども、今後においてはこれをより明確化するというようなことで、現在、町長の1答目の答弁にもありましたとおり、公共施設の適正配置計画というのを立てて、より具体的に公共施設の再編、再配置計画というのを立てながら、この目標達成に向けて取組を進めていく考えでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これ以上どこまで言っているのか分からないのだけれども、要するに私が言っているのは、両方ともそうなのだけれども、今の計画でいったら間に合わないのは素人が考えても分かるのではないかと。こっちのほうで言うと、10年間の計画の中に旧白老小学校、旧竹浦小学校、ふるさと体験館「森野」、あと大きな団地が3つぐらい入っている。これは本当にできるのかということ。だから、もちろんできないから駄目だというのはなくて、計画だから、あくまでも。そのことでこの計画のつくりが駄目だと言っているのではなくて、やり遂げなければ駄目だとしたら、やり遂げるような計画にしないと駄目でしょう。

それから、社会教育のことで言えば、言っていることは分かるのだ。だけれども、具体的ではないのです。では、来年からどうするのか。もう来年になったら6年目になるわけです。そうすると、当然課長が言われたように社会教育施設は町民要求に基づくものなのです。これははっきりしているのです。プールを一回閉めると言ったのが町民要求で、議会も一緒になって閉めるなど、冬の間閉めるなど。一回閉めるとなったのだから、財政が大変なときに。だけれども、閉めるなどという要求であれば閉めなかったのですよ、現実的に。そういう施設だということは私も十分理解しているし、財政のみでこのことをやるのはいかがなものかと。それは、私も本当にそう思っているのです。閉めればいい、壊せばいい、やめればいいというものではないのです。それは、人口減少に拍車をかけるだけです。だから、現段階の例えば社会教育施設を長寿命化と改修でどこまで対応できるのかというシミュレーションならシミュレーションをきちんとつくるとか、奥のほうのテニスコートはもう使えないと、現実的にラバーが駄目で使えないと。そしたら、どうするのかというのは、もう使えないのだから、対応策を来年なら来年立てなければ私は駄目だと思う。そういうことが役場の仕事なのです。政策つくるといふことはそういうことなのだ、具体的には。

温水プールも、ちょっと私が間違っているかもしれないけれども、13億円くらいコミュニティセンター関係でかかるとしたら、17億円といたら残った4億円で温水プールを含めてできるの、直せるの。ということは、どこかをやめるとしかならないのではない。そういうことを、課長の答弁ではそこでは町民要求のためにやりたいと言うわけです。それを実現するためには

どうすればいいかということを考えないと駄目なのでないかと私は思うのです。そういうことをきちんとつくっていかないと、全部先送りになるということなのです。そこで、私はちょっとあれなのだけれども、この全体の計画も含めてより現実的なものにするということが必要でないかということなのですけれども。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 大淵議員がお話しした内容というのが、実は各担当、今公共施設を持っている担当で今後公共施策をどういうふうにしていくかということで内部の委員会を開催しているのですけれども、各施設担当課から、今まさしく大淵議員がおっしゃったお話で、この先施設を修繕していくのか、長寿命化していくのか、我々では判断できないと。どういうことかという、町全体として考えたときに、この施設を残していくのか、残していかないのかということを経験しなさいと、修繕してもどういう修繕をしていったらいいか、どういう長寿命化をしていったらいいかということが結論できないというようなことで、まずそうしたら今後町の大きな方針としてこの施設は残していこう、この施設は統合して違う機能を持たせようですか、そういうような形をまず結論づけてから長寿命化するのか、どうしたらいいかというのを議論しましょうということで、今公共施設の適正配置計画の委員会というのを立ち上げて、今年はまだ3回実施しているところなのですけれども、今早急にその今後の町の方針というのを定めて、これはもちろん議会の皆さんにもお示しして、町民の皆さんにもお示しして議論を頂戴するところなのですけれども、まずその大枠の計画、どういうような適正配置をしていったらいいかという計画を定めてから各施設の中で、こういうような形で修繕していこうですか、長寿命化を図っていこうというような形で取組を進めていこうというような今の町の考え方ということでございます。

○副議長（氏家裕治君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 社会教育施設におきましても、大塩課長がご答弁申し上げた考え方の前提に立った中で、まずこれまで教育委員会が所管する施設、確かに老朽化が非常に激しい状況になっております。それで、実際先ほど17億円ということについては、公共施設の総合管理計画をつくった際に試算したものでございます。これからその後いろいろ資材の高騰だとか、もっと今以上にかかるということも予想されます。そういう中で、コミュニティセンターを含めて耐震化もされていないという状況もあったりするものですから、教育委員会の所管として今現状どうなのかというところも改めて再チェックしながら、適正配置の考え方の中で教育委員会としての考え方もしっかり整理して、お示ししながら整理をしていきたいと考えているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。詰めるとか批判するとかというだけで議会をやったって駄目だから、それは十分承知しているのです。ただ、5年たって、これからそれをやるというのでは間に合わないのではないのかなと。それは、計画を策定したときにやらなければ駄目な仕事ではないのかなと思うのです。だけれども、今の状況でいったら、あと15年でできない

でしょう。できると思う、町長。できないよ。そういうことを原点にきちんと返って、そこはそこで反省するものは反省して、だとしたら今をスタートにして、あと5年延ばして、それがいいかどうかは別で、便法でやるという意味ではなくて、そういう具体的に対応できるようなことを臨機応変にやるのが理事者の皆さんのリーダーシップではないのかなと思うのだよ、私は。だって、このままでいったらできないのははっきり、社会教育だってできるかい、だけれども。今年テニススコートを直すわけでないのだよ。あそこを閉めて、こっち側にして、こっち側の駐車場をみんなぶっ壊して、こっち側に4面造るのなら造るとか、そういう方向を出しているのならいいけれども、私はやっぱりそういう計画だったら本当の単なる図上計画にしかないのではないかと思うのだけれども、そこら辺は理事者がもうちょっとリーダーシップを發揮すべきでないかと思うのだけれども、どうですか。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ご指摘どおりだと受け止めなければならないことは、重々捉えております。ただ、これまで29年に総合計画をつくって、そのときにはこの20年間という期間の中でのそれぞれの各課で持っている施設対応がその課の中での取組も含めて出てくるという押さえ方の中で総合管理計画はつくってきました。ところが、私も委員になって出ている一人なのですけれども、施設を管理しているところ、今社会教育施設もそうなのですけれども、いずれにしるその持っている、管理している課にしてみれば、私のところは何とか長寿命化も含めてしていきたいというような、その関係がなかなか上手に運ばなかったことも事実なのです。ではどうすべきなのかということで、先ほど課長が言ったように、適正配置計画をしっかりとしたものを見せなかったら、各課個別の施設をどうする、こうするというにはならないのだろうと。そういうことで今早急に取り組んでいるところが実態です。ですから、当初計画した部分についてそごが出てくるというようなところのご指摘は、本当に申し訳ないけれども、受け止めなければならないと思っていますけれども、いずれにしる現状とこれからの町の状況を見たときに、これは放置することのできない大きな課題ですから、その辺のところの取組は、遅れていることは実際的な部分であるのですけれども、庁舎内における理解の共通性も含めてしっかりと図っていききたいと思っています。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的には分かりました。別に教育長にもきちんと話ししたから、宣戦布告するわけではないけれども、この社会教育問題は私はもうちょっと長く取り組んでいきたいと思っています。ですから、そのたびにきちんとこういうことを点検しながらやると。具体的にどこまでいったかということを確認しながらやらないと、やっぱり面倒なものが公共に追いやられるとなるわけです。それは大変だよ、金がかかるのだし。だから、そこら辺はもっと、副町長が言っていることは分かる。それは全部駄目だとか、計画なのだから全部計画どおりやらなかったら駄目だと、そういうことは私は言っているのではないのです。取り組む姿勢の問題なのだ。

そこで、次に移るのだけれども、社会教育団体で特に関連団体の合併、統合、一元化、中期

計画の中にもありますし、今回の答弁書の中にもあるのだけれども、高齢化により各団体の存続、維持も難しくなっているのが現状であると書かれているのです。それで、この問題は初めてみたいにあれに書いているけれども、私は前に何回か取り上げているのですよ、これ。それで、そういう社会教育団体というのは、一元化をすることによって何が一番大切かといったら、マンパワーを生かすということなのです。今ばらばらになっているから全然、いつも言うでしょう、例えば文化協会は絵を飾るのに絵を飾る架台すら文化協会ですら運べないとか、もう終わってしまっているのです。ですから、そういう意味で言えば、そういうマンパワーが結集できるような組織形態を、多分記憶だと二、三年前に私はそういうことを何回もここで取り上げているのです。安藤教育長になってからだと思いますよ。ですから、そこがまた振出しみたい格好になっているから、私はそういうことをきちんと進めないと駄目だと思うのだけれども、そこら辺の見解。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員のほうからご指摘ありましたように、本当に今いろんな団体が規模も含めて、活動も含めて縮小化していく状況の中で、お互いに危機感というものがまだそれほど共有されていない状況でございます。ですから、一部の人はそういう危機感を持ちながら、これからどういうふうにしていけばいいのか、その在り方について今動き出しているのですけれども、そういう意味では教育委員会もちょっと遅きに失した部分もありますけれども、危機感を多くの方に共有していただくと。具体的な策として、今後例えば統合であったり、廃止であったり、廃止ということはあまりないのかもしれませんが、そして今は現実的な対応としては、ここにも書いてありますが、そういうふうに小さくなったもの同士が活動していてもなかなか成果が上がってこないで、それをうまく連携させたり、コーディネートしていくところが教育委員会としての役目かなと押さえております。

ただ、一方では、それだけでずっと対応できるわけではないので、将来的な部分を見通したときに、そういった組織の在り方、人口減少における組織の在り方については急務だと考えておまして、具体的には昨年道内における幾つかの団体にも視察に行って、いろんな情報を収集しながら、うちのまちに合った、うちのまちの方法で適用できる、そういうやり方について現在検討しているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これは、その前のときもそういう議論をしているのです。実際に大きい小さいかといったら、苫小牧市だって登別市だって統合してしまっているのですよ、現実的に。そういう中で、やっぱり進まないということ。例えば体育協会を考えてごらん。人件費100%出しているでしょう。どう思います、本当に。本当に真剣に考えているのと私は思うのです。3年だか2年だか前に取り上げたときも私は同じことを言っています。そのときは、取り上げてかなり私はいろんなことを言われましたが、結果として基金開始しただけですよ。あと同じでしょう。早い話が何もやっていないのと同じなのです。だから、今これだけ人口減少が進んでいる中で、今教育長が言われた危機感はどこにいる方々が持っている



かどうかということなのです。本当に私はそう思います。今まで取り上げていないのなら別だけれども、取り上げているのだから。だけれども、そのときは先送りになったのです。現実的に先送りになった。だけれども、かなりいいところまでの議論になったのですよ、議論では。議会の議論では教育長と私はかなりいいところまでいったのですよ。だけれども、結果的には先送りです。これは、もう私は二度と繰り返してはいけません。きちんと時間というか、期限を切つてやると。これは、管理計画も、それから統合も、統合という方向ではないな、いい意味での一元化、町民の要求に基づいた一元化というのを、その組織の人の都合ではないのです。町長、組織の都合ではないのです。体育協会の組織の都合ではないの、町民の都合でやらなければ駄目なのです。それは、英断を持ってやってくださいよ、そのための町ですよ。そうでなかったら、町長は要らないのだ、はっきり言って。そこが私はいっていないような気がするのです。だから、ずるずる、ずるずる、言わば先送りみたいな格好になっているのです。今体育協会は何をやっていると思います。私は、本当にそういうことをきちんと押さえてやるべきだと思うのですけれども、もう一回見解。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） これまでの取組についてご指摘をいただいて、本当に改めて自分を含めて教育委員会としての動きの鈍さというものを反省しているのですけれども、今期限を切つてというお話がございましたけれども、今期限をここでいつとは明言しませんけれども、昨年いろんな都市に行って、あるいは自治体に行って情報を収集してきたということは、私どももそのことについて本気で取り組むぞということの意思としてご理解いただければ幸いです。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かります。だから、長期戦でいきますから、せめて長期戦の中では期限を切るようなことぐらいは考えてください。それは、本当にお願ひしたいと思います。

それから、承知していると思うのですけれども、竹浦地区で文化財実行委員会が解散をいたしました。子供盆踊りの実行委員会も解散をいたしました。高齢化と人材不足を理由にそうになって、地域はまさにスポーツを含めて、スポーツ少年団も竹浦地区でいえばほとんどなくなりました。今やっているのは太鼓か何かしかないのかな。まさに限界集落化しつつあるのです。今それを唯一支えているのは小学校です。小学校が唯一支えているというような感じです。実際は中学校も保育所もないですから。これでいくと、学校がなくなったらもう終わりです。

そういうような状況の中で、しかし飛生祭りはやられるのだよ、今年。1週間、5,000円の会費で。それから、協力隊の20歳代の若者が3人竹浦に住んでいるのだ。私の知っている範囲では、大体の方が町内会に加入して、今は何もないから、お祭りとかはないから活躍する場があまりないのだけれども、そういうふうになっている部分もあるのです。全部が駄目だというわけではないのです。だから、何を言いたいかといったら、こういう人たちも生かしながら、新たな地域づくり、要するに社会教育の一番大切な部分はその新たな教育、社会教育の視点か

らも、それから地域支援員もいるよね。だから、寄せるのなら、地域支援員も活動の一番弱いところに寄せるだとか、そういう政治判断をしながら、地域と話し合う場をつくって、そこを活性化させる方法を考えなくてはいけないと思うのです。その一番の切り口になりやすいのが社会教育なのです。実際に、だからそういう人たちがいて活動しているわけだから。そこに依拠して、本当に町民の中に入るといことはそういうことだと思っただけけれども、そんなことは可能ではないですか。

○副議長（氏家裕治君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） ただいまの竹浦地区の状況でございますけれども、先般竹浦地区の文化祭、今年度についてはもう対応できないということで、44年間ずっと竹浦地域で文化祭を担ってきた実行委員会が今回解散されるということでございました。実際私も昔竹浦に住んでおりましたが、竹浦に移り住んだときからこの文化祭がずっと続けられていたのだなということで、感慨深いものがございました。そういったようなお話を聞いていく中では、そういう芸術サークルの皆さんももうご高齢ということで、なかなか作品を展示できるような方が担い手がいないというようなことが原因で今回解散するというところでございました。こういった個人の趣味も含めて生きがいの場というところでの文化、芸術の在り方というのは非常に大事なことでございますので、これをいかに次の若い方が担っていただけるかというところは生涯学習の部分でもしっかり周知を図りながら、次につなげるような人材をつくっていかねばならないということで考えてございます。

そして、協力隊が竹浦に住んでいらっしゃる、そして飛生芸術祭が一方で行われたりという非常に明るい話題もございます。そういった方々としっかり向き合っ話し合うというのは生涯学習としての一番大事なところだと考えておりますので、そこはしっかり機会を持っていけるような組立でも考えてまいりたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。

それで、私は今後の社会教育方針の中で最も大切なものは何かというと、人口減少、少子高齢化の中でいかに、今もあつた。高齢化になってできないと言うのだけれども、それは全体そうなのです。だから、その要求と合致するようなまちのつくり方を考えなくては駄目だと私は思うのです。そこで言うと、いかに町民の方々と対話をして、要求、要望を聞き、吸い上げる。その姿勢が社会教育課の中ないと私は駄目ではないのかなとすごく思っているのです。職務が多くて町民から直接意見が聞けないと、これは実際にそういう話を聞きます、私も。職員の方々からですよ。そういうことはあります。私は、逆に今のような状況、課長が認識しているような状況だからこそ、職員は社会教育に限らず町民の中に入る、直接話を聞く、このことが本当に大切なのは今ではないのかなと思っているのです。それに基づくまちづくりにしないと、ここで、この役場の組織でやっているまちづくりになるのです。これは、うまくいかないというのは目に見えているのです。だから、本当に組織も施設の更新も町民の中に入って意見を聞いた上でやる。それは、もっと地道にやるということなのです。誰かを集めてやるとか、

そんなのではなくて、そういうことを日常的にきちんと役場の中で話し合う。

今回残念ながら出張所がなくなったでしょう。分かります、それは。ただ、これだけ人口減少が進むということは、逆に言うと役場の社会教育だとか出張所だとか、そういうものが地域にあることが人口減少を食い止めるわけです。それはどういうことかといったら、職員も同じなのです。減らすだけが能ではないのです。人口減少を食い止めるために職員を増やすと考えている町村はたくさんあります。正比例で減らすのは簡単なのです。誰でもできる、そんなの。人口がこれだけ減ったから、これだけいたから、ここまで減らしましょう、人口が減ったのだから。そんなことは誰でもできることなのです。そして、嘱託と会計年度任用職員になって一定限度は上がったのだらうけれども、それにしても正職員をきちんとそういう形で見るということも、簡単にはいかないかもしれない。だけれども、方針がきちんとあればそうなるということだと私は思うのだけれども、そういうことを本当に社会教育は考えないともうどうにもならなくなると思うのです。そこら辺の見解。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員のほうから町民一人一人のニーズに耳を傾けてということでのお話だったと思います。そういう中で、社会教育においては非常に多くの団体の皆さん方との関わりがございまして、いろんな事業の打合せも含めていろいろおいでいただくことも多々あります。そういった意味では、現在もしているところなのですけれども、そういう対面を通しながら、その団体の今困っている状況、あるいはこれからのまちづくりについて、そのニーズについてしっかり把握をしていくというような姿勢は、今お話があったように具体的に例えば対話会を開いてこれからの社会教育についてというテーマではちょっとできませんので、いろいろ日々の業務の関わりの中で今まで以上にきめ細かく意見をお伺いしていくという姿勢については職員のほうにも徹底していきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。具体的に、先般話題というか、質問にありました萩野小学校の大規模改修の件でちょっとお尋ねをしたいのだけれども、あのときの印象では施設の活用計画もないような印象を私は受けたのです。同時にそうだとしたら、私もそういう意識もありましたし、どうなっているのかなという気はしたのです、本当のところ。それで、当然この中身はある意味もっともだと思われる部分もあるように私も感じました。そのことを述べないで私もずっと賛成して、これを賛成していますから、その意見を述べて賛成しているわけではなくて、何にも言わないで賛成しているから、そういう点は本当に反省をしております。そういう立場に立ったとしても、私の記憶では例えばあそこの学校は子ども発達支援センターや放課後の子供たちの何かそういう世話をする児童クラブ。私もできたときに見に行っただけです。そうだとしたら、どうしてそういうことをきちんと行って、大規模改修だけが出てしまっているようなことではなくて、そういうことをどうして町は言わないのかなとも思うわけです。だから、あそこの学校の利用計画と言ったらおかしいけれども、大規模改修をした目的、何で改修、こういうことだからというのがないのか、あるのか。そこをきちんとしてほしいのです。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 萩野小学校の大規模改修なので、私のほうでお答えしたいと思います。

萩野小学校の大規模改修、大規模改修が前面に出てしまっているのですが、まず始まりのきっかけとしては、町内にある学校のうち萩野小学校の耐震化がまだ終わっていないというところがありまして、その耐震化を考えた中においてこの工事の計画というのがそもそも始まっております。耐震化するために必要なことは何かと考えましたときに、多目的の教室と図書室と保健室と放送室が入っているところの棟があるのですけれども、その1棟を使わない、校舎から切り離して未使用化することで耐震化が完了するということがまず第1原点としてございました。ただ、今申し上げた教室が果たして要らないのか、教育活動の中で要らないのかという、要らないものではないとなりますので、では今の既存のほかの学校施設の耐震化の対象となっている施設の中にどのように入れるかということが今度必要になってきますので、そのことを考えたときに、通常これまで使っていた教室等を含めて改修、縮小なり教室の配置を変えるなりいろいろ考える中において、新しい施設というか、教室が必要になるので、それを今ある学校施設の中で造ることが起きたときに、萩野小学校は実は増改築をずっと繰り返してきた。その後大きな改修工事等は特段行ってこず、ここまできていたものですから、実際その配置を入れようとしたときにどのような工事内容になるかと考えると、床ですとか壁ですとかやっぱり老朽化が進んでいて、開けてみてもっとひどかったという状況があるのですが、たわんでいる、結構改修がかさむということもございました。先ほど申し上げたとおり、1棟が入っているそこを改修することで何とかなるのではないのかということも内部では検討したのですが、それをやるためには、工事の費用等を含めて有利な補助というか、いただいている補助金の対象外になる部分が非常に多かったのもので、それは町としてはやはり持ち出しが多くなるのでできないという判断をしたので、大規模改修という補助メニューを活用してやることによりまして今回大規模改修という工事の名前が先に出るというような形になりました。

現在令和2年の国の補正予算でいただいたものを令和3年に繰り越して、令和3年で第1期工事をさせていただきました。第1期の工事につきましては、この4つの未使用化するところに入っている多目的、図書室、保健室、放送室を入れるための教室を作る工事を令和3年で行いました。今令和4年で行っているのは、それ以外の普通教室ですとか特別支援学級の教室ですとか、そのほかのところについての改修工事というのをやっているのが令和4年の第2期の工事となっております。学校の施設の考え方として、まず使用目的がある程度限定されるというよりは、今の国の考え方としては様々な学校の中の課題で対応できるような教室の作り方をしましょうねという考え方がありまして、例えば不登校の子供がいて、別室の登校ができるような、そういう余裕の教室を作ったほうがいいですよとか、それから特別支援学級も今障がい種が6種ございまして、それに合わせた特別支援学級の配置が必要ですよとか、そういう状況がありますので、学校の施設の中において必要な教室等を含めて最終的には全体的に工事をしているような状況というところがあるので、施設を利用するに当たって、こういう言葉が適切かどうか分かりませんが、無駄に余裕のスペースを持っているとか、そういうような状況は今

現実的にいって最終的に工事が終わったら、そのような状況がないという認識で委員会としては進めておりました。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何か分かったような、分からないようなのだけでも、私はあくまでも社会教育施設の複合化ということで質問を出していますから、そういう視点で質問しているのです。はっきり言えば、萩野小学校に、メインはもちろん教育です。子供優先だから教育、その次に社会教育、その次に半官半民ぐらいの組織、それから民間に貸せるかどうかは知らぬけれども、そういうことを私は考えているわけです。うんと易しく言えば、あそこに何か入れないのかということなのですよ、この総合管理計画を含めて。そういう視点からいくと、未使用化するという事は面積が減るのかどうか知らぬけれども、未使用化する部分と、現在ある関連施設、先ほど言った子ども発達支援センターと、それからもう一つのやつ、その利用面積がどれぐらい、学校全体の。それから、学校教育の今言った望ましい形での利用面積、これぐらいが必要だと。その結果、今の話では余裕がないということになるのか。ということは、ほかに転用するものはないということになってしまうのかな、そこら辺はどんなことですか。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 面積の部分についてお答えしたいと思います。

現在萩野小学校だけ、ひだまりという発達支援センターを除いたところとして学校教育課が管理している萩野小学校の施設としては全部で延べ床面積で5,630平方メートル持っておりまして、今回未使用化する1棟の部分の床面積は大体493平米、500平米弱となっております。それから、発達支援センターの今使用している延べ床面積が857平方メートルということで、最初に萩野小学校が大きくあったときの3分の1ぐらいの1階と2階の施設の延べ床面積になりますので、1棟の部分を使用しているという状況になります。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員のほうでご質問をいただきました校舎の利活用の部分で、いろんな複合的な利活用によるスペースがどうなのかということだと思っておりますけれども、現状としては、今ちょっと課長のほうもお話ししましたがけれども、結論から言えないのです。当初、議長も以前にお話しいただきましたけれども、1,000人ぐらいいたときがあります、1,000人近く。そのときというのは24学級ございました。その後ずっと子供が減少してまいりまして、300人ぐらいになったとき、それが大体平成10年なのでございますけれども、そのときに白老町の政策としてそこにひだまり、支援センターをつくりました。それで大体8教室ぐらいはもう既にそこに転用しております。ですから、24学級あったのですけれども、3分の1はもう既に違うところに使っていると。残りは、単純に言えば16ぐらいなのです。16も、あとずっと子供が減ってまいりました。今の状況からいえば多分空き教室はございます。それは、未使用化の部分も含めてということなのです。

今回残りの16のうち、未使用化で大体4教室、正確に言えば4.5とか5ぐらいの大きさになる

のですけれども、それが今の校舎の中に入ってくるのです、実際に未使用化によって。そうすると、普通教室に使える数は10ちょっとくらいになります。10ちょっとなのですけれども、大体学年は今1クラスですので、最低学年1つとして6クラスは普通学級になります。あと残っているのが大体五、六ぐらいです。五、六ぐらいは、先ほど課長も話をしたのですけれども、今特別支援教育の教室がどこの学校でも必要で、萩野小学校も今年に限って言えば2クラスなのですけれども、2年前は5クラス必要だったのです。特別支援学級の教室というのは読めないのです。入学してくるお子さんがどのような障がいをお持ちなのか、それを前もって予測することもできませんし、そして障がいごとに教室を作らなければならないのです。例えば知的障がいのお子さんと肢体不自由のお子さんを同じ教室で学ばせるといのは原則駄目なのです。そうすると、ある程度余裕を持って、どういう障がいのお子さんが入学してこられてもきちんと萩野小学校で受け入れるための教室の確保というのが必要になってまいります。そうなってくると、今お話ししたように、必要な普通学級、それから特別支援学級だとか、あと未使用の4教室分を中に持ち込むことによって、ほぼほぼ今出来上がった学校の中には、例えば空き教室が幾つかあるとかということにはならなくて、ただ今後例えばいろんな在り方としてそこは検討していく余地はあるかなと思うのですけれども、例えば来年3月に校舎が完成して、これだけの教室が空いているから、すぐ使えるよという状況ではないということでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。一定程度理解はできましたが、子ども発達支援センターというところで使っているものというのは、人口減少の中で縮小するというようなことができるものなのかどうか。私が言っているのは、社会教育で使えるようなものや、保育所でも山のほうにある子供の会館だとか、そういうものを萩野の場合は入れてもあまり問題がないのかなと、結構近いから。だから、そういうことをこの20年のスパンの中で考えていけるような状況があるのかどうかということは、私は社会教育のことで聞いているから、施設のことで聞いているから、そのところはどうかかなということがすごくあって、このことを聞いているわけです。学校のことを聞いているわけではないから。だから、それはそれでいいのですけれども、そういう可能性ってないのですか。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 現実的に先ほどお話ししたように3月の時点でできるかという、それはできません。余裕がございませんので。ただ、議員おっしゃられたように、これから学校の利用の在り方だとか、あるいは工夫だとか、そういうことによって、今のまま発達支援センターの規模を維持していくということが不変であれば現実的には多分難しいのだと思うのですけれども、その在り方については私どもが今ここでどうこうというような立場にはありませんので、これからの子育ての在り方や子供たちの指導の仕方、それらについては町長部局のほうとも相談しながら、工夫ができるのであれば、いろんなそういう活用もまた1つ方法としてはあるなと考えております。はっきりしない答弁で申し訳ないのですけれども、今の段階では3月、4月にすぐこれだけのものが空いているので、できますということではないというこ

とご理解をいただきたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これで1番目の最後にしたいと思うのだけれども、内容については一定の理解はしたのだけれども、大規模改修前にもう少し議会に対して丁寧な説明をすべきではなかったのかなと、これはやっぱりすごく感じます。それはなぜかという、疑心暗鬼を呼ぶというのは一番駄目なのです。私なんかも何か転用して使えるのでないかというような認識で実際にいたしましたから。だから、そうでないのなら、ないというようなきちんと丁寧な説明を、やっぱり大規模改修、いろんなことがあっても、7億円の金をかけているわけだから、そこは丁寧な説明をすべきではなかったのかということが1点。

それから、私はむやみに縮小、削減しなさいと言っているのではないのです、社会教育の問題でいえば。大切なのは人口規模や年齢構成、町民の要求を先取りして、それに合った社会教育の方針、そして施設も組織も考えてやっていくと。要するに従来の延長線上でずっといくから、期間内に計画どおりいかないのです。そういう考え方、初めから修正するのなら期限を切るとか、計画も修正すればいいのです、ずっと引っ張らないで。こういうふうに修正しますと、5年間延ばしますとか、やっぱりそういうような決断をきちんとしていかないと議会との関係でいえば結果としては何やっているのよとしかならないのです。そこら辺の見解を聞いて、1問目を終わります。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 2点ご指摘をいただきました。

1つ目の萩野小学校の説明の仕方ということについては、私どもの不十分さ、至らなさと大変議員の皆さん方にご迷惑をおかけして、あるいはご心配をおかけしているということに対して申し訳なく思いますし、また説明の仕方もご指摘あったことについて謙虚に受け止めたいなと。今後またこういった類いのものがあれば、そのときには今回の反省を生かしながら丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

それから、2点目の社会教育の今後ということでのまたご意見もいただきました。いろいろ施設の今後を含めて、当面課題としてハード面とソフト面というこの両面が社会教育にはありまして、今は本当に高齢化が進む中で社会教育、もっと大きく言えば生涯学習の重要性、必要性はますます高まっているのではないかなと私は思っております。そういった意味では、高齢化の進む白老町だからこそ社会教育の充実が必要なのだというような立場に立って、今後ハード面、ソフト面において見通し、計画、方針、いろいろご指摘をいただきましたので、一遍にすぐ一朝一夕ではできませんけれども、議員の皆さん方にもいろいろご意見を伺いながら着実に進めていけるようにしていきたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

---

再開 午後 2時14分

○副議長（氏家裕治君） それでは、休憩を閉じて一般質問を続行いたします。  
8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2点目に入ります。財政と役場組織の在り方について。

（1）、令和3年度の決算状況と評価についてです。

- ①、指標から見た具体的な評価について伺います。
- ②、今後の基金、起債、指標等の目標について伺います。

（2）、令和4年度の現在までの収支状況と特徴について伺います。

（3）、町立病院建設における財政見通しについて。

- ①、立地適正化計画の進捗状況について伺います。
- ②、財政シミュレーションについて伺います。

（4）、役場組織の現状について。

- ①、定員に対する充足率と休暇中の職員数について伺います。
- ②、会計年度任用職員の労働条件の現状について伺います。
- ③、過去5年間の退職者数とその要因及び対処方針について伺います。
- ④、管理職になりたがらない職員が多いと聞くが、その理由について伺います。
- ⑤、女性管理職登用の考え方について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「財政と役場組織の在り方」についてのご質問であります。

1項目めの「令和3年度の決算状況と評価」についてであります。

1点目の「指標から見た具体的な評価」についてであります。令和3年度の一般会計決算状況につきましては、歳入130億654万8千円、歳出126億5,269万2千円、差引3億5,385万6千円、繰越事業財源を除いた決算剰余金は3億893万7千円となっており、特別・企業会計の決算状況につきましては、病院事業会計において、資金不足が発生しております。

健全化指標につきましては、実質公債費比率は12.1パーセント、将来負担比率は21.4パーセントと、いずれも前年度より改善しております。基金残高につきましては、特別会計分も含め、前年比5億1,680万円増の約28億7,200万円となっております。

これらの数値や指標を含めた具体的な評価につきましては、寿幸園民営化に向けた起債の繰上償還資金の追加繰出を行いながらも、堅調な収支状況を確保し、基金の積み増しができたことは、懸案事項の解決と財政基盤の強化がともに図られたものと捉えており、将来にわたり持続可能なまちの実現に向け、着実に歩みを進めているものと評価しております。

2点目の「今後の基金、起債、指標等の目標」についてであります。行財政改革推進計画において、基金は、財政調整基金の残高が10億円を下回らないよう努めるとともに、特定目的基金については、事業実施の財源として適切に運用すること、起債は、将来世代へ過度の負担を残すことが無いよう、計画期間中の町債発行総額を80億円以内に抑え、過疎債などの財政上



有利な起債を有効活用すること、指標等は、財政健全化プランにおける中長期目標を継承することとしており、これらの実現に向け、適時適切な財政運営を行っていく考えであります。

2項目めの「令和4年度の現在までの収支状況と特徴」についてであります。

歳入につきましては、町税は、個人町民税、固定資産税の償却資産分の増などにより、予算額を上回る見込みであります。

普通交付税は、当初予算額を9,757万3千円上回る34億4,757万3千円、臨時財政対策債発行可能額は、当初予算額を1億1,079万5千円下回る7,920万5千円となっており、ふるさと納税は、7月末現在で前年同月比2,219万3千円増の9,487万8千円となっております。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業2億1,162万4千円、大雨等による災害対策費2,544万7千円を専決処分による補正予算として追加したほか、本定例会において新型コロナウイルス感染症関連事業5,527万円の補正予算を計上しております。

特徴としましては、新型コロナウイルス感染症関連事業の補正予算計上が多く、今後においても同様の傾向が続くものと想定しております。

3項目めの「町立病院建設における財政見通し」についてであります。

1点目の「立地適正化計画の進捗状況」についてであります。昨年度より策定に着手した本計画については、すでに素案をまとめ、7月から8月にかけて町内6か所において町民説明会を開催したところであります。

今後は、現在実施しているパブリックコメントの意見等への対応を踏まえ、都市計画審議会への諮問、答申を経て、年内に策定、公表できるよう取り組みを進めているところであります。

2点目の「財政シミュレーション」についてであります。病院改築事業については、現在、実施設計に入ったところであり、詳細の事業費については、今後の物価変動を注視し、引き続き精査をしていくことが必要であります。

財政運営上においては、立地適正化計画、都市再生整備計画の策定等により、国の補助金を活用できた場合には、起債額の抑制が可能となり、公債費の負担軽減等、今後の病院経営にも大きく寄与するものであり、現在、その獲得に向けて鋭意取り組みを進めているところであります。

4項目めの「役場組織の現状」についてであります。

1点目の「定員に対する充足率と休暇中の職員数」についてであります。配置必要職員数261名に対し、9月1日現在で254名の配置職員数となっており、7名の欠員が生じております。

要因としては、自己都合により中途退職する職員が増加していること、採用試験受験希望者が減少し新規採用が計画どおりに進んでいないことが挙げられます。

今後も引き続き、社会人経験採用試験等を行うとともに受験希望者を確保するための広報活動の充実を図り、欠員補充を行っていく考えであります。

休暇中の職員数については、育児休業を取得している職員が1名となっておりますが、病気休暇から復職した職員も数名いることから、定期的な面談等を実施し、再発防止に努めていく考えであります。

2点目の「会計年度任用職員の労働条件の現状」についてであります。令和2年度から運

用を開始し、白老町の一般職非常勤職員の身分を持ち、勤務日数など一定の条件を満たすと期末手当や退職手当が支給され、休暇の取扱いなどの服務規定については地方公務員法が適用されます。業務としては、定型的な業務や窓口業務、相談業務を中心に担い、職種によっては正職員なみの業務量を担当しております。

3点目の「過去5年間の退職者数とその要因及び対処方針」についてであります。平成29年度から令和3年度までの5年間の退職者数は85名で、そのうち定年退職は43名、勸奨退職は8名、自己都合退職が34名となっております。

中途退職の要因としては、民間企業等への転職が大半を占めますが、残念ながら体調不良などが原因で退職した職員もおります。

対策としては、令和2年7月に策定した白老町職員のメンタルヘルス計画に基づき、職場のストレス要因の把握に努めるとともに、職場環境の改善や業務の効率化の取り組みの強化を図っております。

4点目の「管理職になりたがらない職員が多いと聞くが、その理由」についてであります。人事異動等の基礎資料として活用している自己申告書には、職位の昇任・降任希望の項目があります。提出者のうち主幹職、主査職の回答では「現況のまま」「降任を希望」とする職員が複数名おります。

その理由として「責任が重くなる」「やるべき仕事が増え、長時間労働になる」「現在の職務内容で働き続けたい」など、仕事への価値観の多様化が考えられます。

5点目の「女性管理職登用の考え方」についてであります。本町の一般行政職の管理職は39名で、そのうち女性管理職は7名で、約18パーセントとなっております。

その要因として、女性は結婚・出産・育児などによる働き方の選択が迫られる機会が多く、昇任を躊躇する傾向があると捉えております。

今後においては、面談等を活用しキャリア形成に関する相談・助言の実施や研修機会の充実を図るとともに、女性職員が管理職として活躍できる環境を整備していきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。資金不足比率の関係で1点だけお尋ねをしたいのですけれども、たしか記憶によると最初に財政健全化法ができたときに資金不足比率が出た場合、何か監査で外部監査が入るといような仕組みだったような記憶があるのですけれども、現在は資金不足比率が出たからといって行政指導等々を含めて何もないのかどうか、ただ出ましたよというだけなのかどうか、この点が1つ。

それから、2点目に、実質公債費比率と将来負担比率なのですけれども、先日もあって、何か資料が出ていますが、去年の全道平均の数字が幾らになっているかお尋ねをします。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 2点ご質問をいただきました。

まず、1点目の資金不足比率の関係でございます。今回病院のほうで3.8%という数字が出た

のですけれども、これについては特に行政指導が入るとかということではございません。

それと、もう一点、実質公債費比率と将来負担比率の関係でございます。今回実質公債費比率が12.1で、これは令和2年度の全道平均でいきますと公債費比率が9.0、そして将来負担比率につきましては令和3年度、本町におきましては21.4ということで、全道平均におきましては、2年度の全道平均になりますが、36.2%というような数字になっているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基金、起債、指標等の目標のことなのですけれども、現実的に3年決算で基金の総額は27億円と、それから財政調整基金の部分も12億ですか、超しているという状況です。起債残高が90億円と、このうち三十数億円が臨時財政対策債と、こういう状況ですよ。ここに対する目標、ちょっと答弁書にありましたが、基金は財政調整基金で10億円ぐらいというのはずっと話をされているのですけれども、そういうような目標でいくのかどうか。それから、指標の2つの部分、将来負担比率は全道平均以下になりました。実質公債費比率が3%くらいまだオーバーしていると、これはここまで下げるとするのは至難の業だなと。今の財政の計画からいくと難しいのですけれども、私が今言ったのは私が前に質問したときの目標の数値なのだけれども、現段階としてはこの目標数値をどのように考えて財政運営をされているか。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 基金、指標の目標のご質問でございます。基金につきましては、町長の答弁のとおり、行財政改革推進計画の中で財政調整基金は10億円を下回らないというような形になっておりますので、ここは一つの目安といいますか、一つの目標として10億円を確保していくというような目標といいますか、目安になってくるかなと思います。ただ、前の議会でも私のほうからご答弁させていただいたように、基金全体を考えたときには、本町の場合は全体としてまだまだ全道平均の40億円には達していないというような形ですので、これはもちろん財政出動と貯金のバランスというのはこれまでも私もお話をさせていただいているように、そういったバランスは重視いたしますけれども、一つの目標値としてはその数字が出てくるかなと考えているところでございます。

さらに、指標の関係でございます。指標の関係につきましては、大淵議員ご指摘のとおり、将来負担比率については一応一つの目安としての全道平均についてはクリアしているといえますか、全道平均よりは、これは3年度の数値が出てみないとまた何とも言えない部分ではあるのですけれども、1つクリアしているよと。ただし、実質公債費比率については、全道平均が2年度におきまして9%で、ここを目指していくのは非常に難しい部分があるかなと。さらには、これから病院の改築の部分とか、そういったことを踏まえるとこの9%に落としていくというのは非常に難しいのですけれども、この辺は先ほども申したとおり、財政出動と基金のバランスで実質公債費比率って決まってくるので、この辺は状況を見た中できちんと財政出動と基金のバランスを取っていければなと考えているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。この件については、もうこれ以上議論しません。

それで、交付税が9,700万円増えたのだけれども、臨時財政対策債が1億1,000万円減っているのです。交付税全体としては、総額という言い方が正しいかどうかは別にして、減っているのです。こちら辺は要因が何で、どのように町としては押さえていますか。同時に、交付税は上回っているわけだから、12月、3月の特別交付税を含めて考えても下回るということはありません。得ないのだけれども、交付税関係の総額としてはどんなことになるのか、トータルで臨時財政対策債の減った分ぐらいを上回るような状況が見込めるのかどうかということが1点と、それから来年度以降の交付税の動向です。こちら辺は押さえている範囲でちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 交付税のご質問でございます。今回地方交付税、6号補正にて歳入の補正をさせていただいているところでございますが、交付税の税としては本町においては昨年に比べて1.0ポイントの増というような形になっておりまして、額といたしましては予算対比で約1億円の増というようなことになっているところでございます。これが税と臨時財政対策債を合算した部分というようなことになると昨年よりも4.7%の減ということで、これは実は全道的にも同じような状況でして、全道平均でいきますと合算数値でいくと4.8%の減ということで、ほぼほぼ本町と同じような状況になっているというようなところでございます。

この要因は何かといいますと、基準財政収入額、この収入の部分が、本町においてもそうなのですけれども、前年度予算と対比すると税収が多くなっているよねというような状況になっているものですから、交付税自体は合算した場合に減になっているというようなことで、これは交付税の仕組みは議員御存じだと思うのですけれども、需要額から収入額を引いて最終的に基準税額というようなことになりますので、この収入額が白老町は今年多いよねとなったときには交付税は落ちるというような現状になっていることと、令和2年度の国勢調査人口、これが交付税の算定基礎というような形になっておりまして、昨年度につきましては急減補正がかけられていましたので、そんなに落ちなかったのですけれども、その急減補正が緩やかに落ちていくような状況になるものですから、交付税の部分としては若干落ちてきているというような状況になってございます。

予算対比にしてみますと、合算でいきますと実は1,322万円ほど予算割れしているといいますか、減というような状況になっているところですが、ここの部分については、大淵議員ご指摘のとおり特別交付税なり、1答目で町長がご答弁したように収入の部分で、税収の部分で増えていきますので、恐らく予算を上回る見込みになりますので、この辺は財政の状況としては問題ないかなと担当としては捉えているところでございます。

もう一点、今後の交付税の見通しというようなご質問がございました。先日令和5年度の交付税の概算要求というのが総務省のほうから示されておりまして、こちらについては令和4年度の地方財政計画と同水準を確保するというような状況になっておりますので、これは以前に

私は答弁させていただいたかと思うのですが、国のほうも法人税関係が税収として伸びているというような状況から、それを財源として交付税の税の部分が多くして、臨時財政対策債の起債の部分をもっと落としているというような状況については5年度もそのような形でいくのではないかなと捉えているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。その点は分かりました。

それで、臨時財政対策債が1億何ぼ減ったわけです。それで、起債の総額も、これはもちろん今年だけです。80億円といったら8年間のトータルで見ている10億円ですから、それは十分承知しています。承知した中で、しかし今年の起債の発行総額は7億円なのです。7億円ちょっとしかない。そういう状況の中で、当年度中、今年中に起債の発行予定というか、使用目的というの、事業をやって起債を発行しますというようなものが来年の3月まで考えられるのかどうか、これが1つ。

それから、よく分からないで聞いているところもあるかもしれないですけども、例です。道路事業のうちの補助事業、うちは基本的にずっと2本ぐらいと、1本になってしまって、竹浦が駄目になったこともあるけれども、大体2本ぐらいずっと補助事業でやっていました。あれは増やすと、起債をかんでも増やして、もっともっと道路行政を進めるといのは途中からとか今の状況では考えられないものなのですか。これは、単なる聞き方です。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 起債の関係のご質問でございます。今年度、今後起債は何か増える要素はあるかどうかというようなご質問かと思うのですが、現状といたしましては大きく何か起債の事業としてあるかと聞かれると、今の現時点としては財政担当としてはそんなに大きなものはないと捉えております。その起債の行財政改革推進計画の中の枠というようなお話だったのでございますけれども、大淵議員のほうから令和4年度は7億円というようなお話があったのですが、実はこの部分にプラスして萩野小学校の繰越事業というのがありますので、これが今の現時点の起債額としては3億5,000万円というようなことになりますので、4年度の総額としては10億5,000万円ぐらいになるというようなことで、単年度計算でさせていただきますと行財政改革推進計画よりも、単年で10億円以内というような形になるので、ちょっとオーバーするというような状況になろうかなと考えているところでございます。

もう一点、道路の関係のご質問でございます。道路の關係の事業につきましては、社会資本整備交付金を活用して道路整備というのは行ってございまして、この補助金の割当てが今非常に少ない状況になっているというような状況も踏まえて、大淵議員から具体的に竹浦2番はというようなお話があったのですが、そういった補助金の関係も含めた中でいきますと、そういった部分でなかなか事業が執行できないというのが現状です。それをそしたら町の単独債というような形で事業を進めていくかということ、行財政改革推進計画の中にありますとおり、財源の有効な活用を見据えた中での起債活用というようなことで計画の中では方針として定められておりますので、今現状としましては、もちろん中にはあるのですが、地方単独で交付

税バックもない部分の起債については活用しないような形を取っているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。萩野小学校のがちょっと抜けていたものですから。使うという意味ではないのですよ、私が言っているのは。ただ、起債の発行がそういう状況であれば、今はもう10億円ですから結構なのですけれども、本当に町民の要求していることを少しでも実現していくために何か、財政調整基金もたまります、起債も減りますという状況からもう脱却しなければ駄目だと、ずっと議会と町の議論はそういう議論です。議会の全体の議論もそういう議論ですよ。ですから、給食費の無料化とか、いろんなことが出ていますから、そういう意味で今聞いたのです。だから、10億円いつているということですから、分かりました。

それと、もう一つ、ふるさと納税、これは2,000万円というのは現時点で増えているというのは割合としては多いほうですか。今の時期として見たとき2,000万円増えているというのは多いのかどうかということと、これには今回からやった旅行に来た人のやつ、ふるたびだか何か知らないけれども、そういうのが入っているのかどうか。それから、企業版のふるさと納税、こういうものに対する動きはまだないのでしょうか。今年はこのことが予想されないのでしょうか。また、目標は、前回の質問で10億円ぐらいの目標でやったらどうだと話したのだけれども、そこら辺はどんなものですか。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 答弁のほうでは7月現在ということでしたが、8月末現在で実際今1億2,741万6,000円のご寄付を頂戴しているというようなことでございまして、前年同月比でいいますと2,898万円、29.4ポイント増えているという状況でございますので、増えているかどうか、多いか少ないかというようなことで申し上げますと、まずは堅調には我々が各種取組を進めている成果とはなっているのかなと思います。ただ、多いか少ないかということになりますと、我々もやはりもう少し食欲にはなっていきたいなというような思いでございまして。

それから、この金額の内数として旅先納税、6月から開始させていただきましたが、その金額については当然含んでございます。ただ、制度自体の浸透と活用の部分では非常に厳しいということもございまして、新しいということもあって、実際には20万円弱の金額がこの中で入っていると。少なくとも入れたことによる導入効果はあるのだろうということでございます。

あと、企業版ふるさと納税の関係については、今いろいろと業者に対してもプロモーションといいますか、営業をかけておりまして、何とか今年度中に少なくとも一件でも獲得できるように努めてまいりたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 企業版ふるさと納税の関係で若干補足をさせていただきます。

基金条例を設置させていただきました、これまでももちろん白老町としても企業版ふるさと納税を受け入れる態勢ではあったのですけれども、企業側のほうでふるさと納税しやすい環境づくりということで基金条例を制定して、さらには地方推進計画を見直しして、ふるさと納税を

受ける体制づくりをしてという形になっています。大淵議員のほうから10億円というようなお話をいただいたのですけれども、計画は本町の標準財政規模66億円の10%というようなことで、一応6億円を目指そうというような形で進めているところでありまして、先ほど富川課長のほうからお話があったように、いろいろと町長を筆頭にきちんとふるさと納税をいただけるような体制づくりをしているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ふるさと納税全体の目標が6億円か。

〔「企業版」と呼ぶ者あり〕

○8番（大淵紀夫君） 分かりました。ふるさと納税自体は10億円ぐらいを目指して頑張るということでいいのか、それだけ。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） すみません。企業版のほうは6億2,000万円ということで地域再生計画のほうを変更させていただいて、我々も一生懸命頑張って10億円と思っております。ただ、今30ポイントぐらいの増ということですから、これを単純に割り返して当てはめると8億円ないしという金額が今の推移でいきますと到達点としては一定の目標になるかなと思います。10月、11月、12月というこの3か月に向けて様々な露出を増やしていくような取組をまた進めていきまして、少しでも目標を達成できるようにというか、達成できなくても近づけるような取組を進めてまいりたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何でこんなことを言うかといったら、担当課や担当の職員は頑張っていると私は思うのです。旅の金額の大小ではないのです。新たなものに取り組んで、20万円でも何十万円でも、やっぱりそういう職員の姿勢が一番私は必要だと思うし、大切だと思うもので、そこは全体のものにすると。すごく頑張っているよと私がその担当課に行って言ったってどうにもならない話ですから、そういう意味で聞いているのです。

歳出の部分でもう一つだけ聞きたいのは、答弁では今年ほとんど大きな歳出項目がないような印象を受けたのだけれども、病院も若干患者が増えているようですし、そういう点でいえば、不慮の災害以外は大きな歳出というのは考えなくて結構、今の状況ではいいのですか。

○副議長（氏家裕治君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今後の歳出の状況というようなことでございます。町長の答弁の中にもありましたとおり、今年度、4年度の歳出の特徴といたしましては、やはりここ二、三年続いておりますコロナの関連事業というような形が歳出で大きいかなと捉えているところでございます。さらには、今回5号補正で専決処分というような形で災害対応をさせていただいたところですが、これから9月ということで、台風、昨日も台風が来たというような状況ではあるのですけれども、そういった災害関係の部分というのはちょっと心配しているところではあるのですけれども、そのほかに大きな何か歳出が出ていくことがあるかということでありま

すと、現時点としては特段大きなものというのは捉えていないところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。

立地適正化計画とシミュレーションの関係で1点だけお尋ねします。立地適正化計画の議論をちょっとしようとは思っていたのだけれども、やめました。それで、現実的に病院の建設を視野に入れてこの計画を私はつくっているというような理解なのだけれども、答弁にあるような進捗状況を含めて12月までにきちんとできるということ、それはそれでいいのかどうか。そして、その後の交付金との関係でのスケジュールというのはどうなっていくのか、この点をまずお尋ねします。

それと、シミュレーションの関係でいうと、この適正化の交付金が利用できた場合と利用できない場合の差だとか、将来的な負担の状況だとかについてどのように押さえているか、その点だけお尋ねします。

○副議長（氏家裕治君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 立地適正化計画の関係のご質問でございます。まずは、病院を含んでこの計画を立てていこうというようなことで昨年度から取組を進めさせていただいております。答弁にもありましたとおり、原則12月までにはおおむね北海道のほうとも整理はつくのではないかなと思っております。実際これ自体は、策定を進めて年度内に公表すれば補助の部分としては令和5年度から対象にさせていただけるということになってございますので、今現状は順調に何とかスケジュールを遅れることなくこなしてきているという状況ではあると思っております。ですから、スケジュールどおりいけるかなとは思っています。

あと、交付金の申請スケジュールですけれども、基本的には11月ないし12月、年内に概算の補助申請というようなことを行います。そういった中では、ある程度の病院を含めたこの事業費の精査をしながら、その数字を高めた中で申請を行うと。そういったものでいったならば、3月までに、よければといいますか、交付内示がいただける。その内示をいただければ、令和5年4月に改めて交付申請をさせていただけるというような、交付決定ということになるかなと思っております。ですから、この後、半年間がこの計画と補助の関係のスケジュールでは非常に大事な期間かなとは思ってございます。

それから、財政のシミュレーションの関係でございます。事業費については、物価高騰の関係も含めてまだまだいろいろ調整しなければいけないというような状況は残っているという段階でございますが、昨日の答弁の中でJVから、受託者側からの提案価格が26億4,990万円というようなことをベースに今進めているところでございます。そうした中で、基本設計とかも含んでいますので、その辺は全然補助の対象になってきませんので、例えばなのですが、26億円が補助対象であった場合、この都市構造再編集集中支援事業についてはその2分の1の額が交付とされますので、26億円のうち満額13億円が補助された場合については、起債に委ねる部分は13億円ということになると思います、半分です。一方で、同じ26億円でももとの改築基本計画の中で言っております補助を活用した場合、これも昨日の答弁の中で国保調整交付金につ



いては当初と異なりまして実際には使えないというような判断になってございますので、計画改訂版で3億5,800万円と補助金の活用については記載させていただいておりますが、この国保調整交付金がない場合、例えば多く見積もってですけれども、3億円の補助がいただけた場合、都市防災の補助だとかも含めて3億5,800万円を3億円と見た場合に、26億円、同じ事業費だった場合、3億円の補助ですから、23億円が起債に委ねなければいけないというようになってくるかなと思います。そうすると、都市構造の補助をいただいて、起債に委ねる部分が13億円、一方一般的な補助3億円をいただいた場合は23億円ですから、その差が10億円というようなこととなりますので、これを30年間で償還した場合、年間3,000万円強の差額、財政的な負担軽減につながっていくであろうというような考えでございます。

やはりまだまだ事業費は精査しなければいけないですけれども、現在の物価高騰で、例えばなのですが、事業費が上振れしなければいけないとなった場合に、28億円とか、そういうふうになった場合、ここで増える2億円に対しても都市構造を使った場合は実質の負担、起債に委ねる部分は1億円、補助が3億円だった場合については2億円をそのまま起債に委ねなければいけないとなっておりますので、2億円の事業費が増えるごとに1億円の負担軽減につながってくるだろうというようなことになってくるかなと思います。ですから、その差が11億円起債になった場合はさらに333万3,000円、年間です。30年で割ったときということになりますけれども、そういった軽減ということになってまいりますので、我々としては10億円、その差が正式に生まれるかどうかというのはこの後いろいろと調整して、どこまで補助で見ていただけるかというようなこととなりますけれども、この補助を取るのと、もともとの3億円程度の補助で事業を実施していくということになった場合には相当な金額、後年度の負担、あるいは先ほど来お話しになっておりますが、行財政改革の計画の中で年間10億円というようなことがこの病院だけで、一般会計と企業会計である程度分担してということになりますけれども、その計画に対する影響も多分に補助が取れない場合はあるということなので、いろいろな部分で町の将来的な財政運営に支障といいますか、影響を及ぼすというような思いで、我々としては今こういう年度内の補助金獲得のスケジュール、立地適正化計画の策定ということに全力を尽くしているというような状況でございます。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よく分かりました。ぜひひとつ大奮闘していただきたいと思います。

人の問題でちょっとお尋ねしたいのですが、ここ数年の役場職員の採用状況というか、何かすごく受験する方が減っているというようなことも聞いていますし、それってやっぱり他市町村も全部そのような状況なのか、うちだけが少ないのか。採用に至らないという場合があるとちょっと聞いたのだけれども、実際に定員割れを何人もしているということは業務に影響があるでしょう。来ないというのならしょうがないのだけれども、そこら辺は他の状況と、それから来ない理由って何かあるのですか。

○副議長（氏家裕治君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 採用の状況でございますけれども、過去5年間の部分を今調べたのがあるのですけれども、こちらは共通採用試験、町村会と胆振東部の町村と一緒にやっているというところなのですけれども、こちらの試験の中の新採用、こちらについて過去5年間の受験者数で申し上げますと、平成29年が34人、平成30年が32人というところだったので、その後は令和2年が23人ということと令和3年に至っては16人ということで、これは一般職なのですけれども、受験者数自体が減ってきているという事態がございます。ほかのまちがどうなのかということ、今年状況で見ますと特に減っていて、小さなまちでも、そもそもともとそんなに多くないので、差は少ないのですけれども、白老町の場合は特に割合的には非常に低くなっているということで、ほかのまちよりもちょっと受験者数が少なくなっているという傾向にあるということがあります。年度によっても若干差はあるのですけれども、今年には特にそういうような傾向が見られております。

理由といたしましては、様々あると思うのですけれども、これは一般的に言うと、今若い人はどちらかという仕事を選ぶときの場所選びというときに都会を選んでしまうということもありますし、白老町役場が大変そうだということもあるのかどうかはちょっと分かりませんが、そういった部分で採用が減っているのではないかとということで、そういった理由が考えられると推察しています。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今まで一般的に言えば公務員の方は安定してすごくいという、一般論で言えば。そういうこともあった時期がたくさんあったのだけれども、もちろん就職する人がいないというのはしょうがないのだけれども、ただ現段階で7人減員しているということになると、本当に業務に支障が出てくるのではないのかと。どんなような対応をしなければいけないのか。それがまた職員の退職につながるようなことでは悪循環に陥っていくということになりますよね。具体的に言うと、今少なくしている職場ってきちんとされているのでしょうか。分かっているのだろうけれども、ここをこういう理由で少なくしているなんていうのはあるのか。

それと、もう一つは、実際に私は先ほどから社会教育のときも話したけれども、前回は高齢者介護課の話もしたけれども、職員をきちんと一定限度、人口が減るから減らすというのではなくて、やっぱり対応をきちんとできるようなことにしていくべきだと思うのだけれども、そこら辺は来ないというのを首根っこ捕まえてくるわけにいかないのだけれども、対応策はあるのですか。

○副議長（氏家裕治君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今欠員が生じているという中で、非常に職員にとっても、組織のヒアリングとかをしている中でも業務上なかなかやりたい仕事ができないですとか、極端に言うとミスにつながりやすい状況になるだとかということの課題だとか、そういうものがございます。かといって定員を直接増やすということも今はできない状況でございますけれども、まずは今人事の組織ヒアリングの中でも、これから定年制度とかも入ってくる中で、一人一人が

活躍できる職場づくりですとか、職場環境、生き生きと働けるというところで、管理職がしっかり目配り、気配りしていかなければならないだとか、そういったことを取り組んでいきたい。特に人事制度では、先ほど要因の中に職員の特に若手の部分では民間に比べて給与が低いだとかということもございますので、そういった部分を含めて、今人事評価制度の中で給与に反映させるという、制度としてはそういうモチベーションを、意欲を上げていくというようなことに取り組んでいきたいと考えています。

○副議長（氏家裕治君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 全体的な職員数においては、今は数が7人足りないということで、業務に支障を来していないかという、決してそういうことはなくて、大変な部分というのは背負ってもらっている実態なのです。ただ、様々な形で採用を社会人枠も含めてやっているけれども、人の受験者の集まりと、それから私たちが求める職員像に合わせての採用のマッチングというのですか、そういうことが難しい部分があって、十分な穴埋めができていない。やはりこれまでの受験の採用のやり方であっては、なかなか集まらない部分があるのではないかなということがあります。採用試験に対する広報活動というのも十分必要なのですけれども、例えばインターンシップでの受入れの在り方だとか、試験そのものも、ほかのまちでやっているところもあるのですけれども、教養をなくして、そのほかの試験というか、科目でやるだとか、そういうようなことも含めて、それから試験会場をもっと広げて、うちでここだけでというのではなくて、例えば札幌市でやるだとか、そういうことも含めて採用試験そのものの在り方も検討をしていかなければならないときになっているのではないかなと思っておりますので、その辺のところを今後その在り方については十分検討を図っていききたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これで最後にします。町民の皆様から、役場の管理職になりたくないとか、役場の職員の健康面、特に精神的な部分に対する心配の声を随分聞くようになってきているのです。実際に私は何度も聞いています。本当に精神面を含めて心配だと聞いています。こういうことは知っていらっしゃると思うのだけれども、かなりの量で私は聞いているのだけれども、そういうことを前提にして、人口減少が避けられない状況になっている中で地方自治体の職員不足、仕事量の増大、想定外の災害の続発、特にコロナによる残業150時間を含めたそういう状況、これは全部災害だとか、こういうコロナというのは通常の仕事から、何度も言いますが、職員がオンされて仕事をしなくてはいけないという状況になるわけです。もちろん私が質問している立地適正化計画もそうかもしれないけれども、ただ私は町民要望の多様化だとか、本来それに伴う町民の声の聞き取りなど、地方公務員の置かれている状況は非常に厳しいものがあると。生活や病気など十分考慮し、町民でもある役場職員の健康管理、特にメンタルの部分、定数の確保、これは休暇を含めて当たり前なのです。長期休暇の人が出たら、その分定数枠を増やすぐらいの考え方がないと私は駄目だと思うのです。残業を減少させる、職員を守るという立場の徹底、こういうことを理事者は将来のまちのためにも十分に考え、行動に移すべきではないかなと。単なるこれはきれいごとではなくて、現実

的に7人減員しているということにどう対峙していくかということになるわけですから、この点についての理事者の考え方をお尋ねして、私の質問を終わります。

○副議長（氏家裕治君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 管理職になかなかなくないだとかという声もあるということも耳に入ってくることがあるのですけれども、本来の役場職員のありようについては、今ご指摘があったように、町民の中に入りながら、町民の持っている要望、要求を含めて吸い上げながら、それを確かな政策として打ち出していくということは、これは役場職員の本来のというか、使命だと思っております。そういう中で、これまでもご答弁させていただいたように、業務の多様化と拡大化というか、そういうのが非常に最近多く見られます。それとプラスして、今回のコロナをはじめとした災害に対する対応も非常に大変な部分になってきているのも事実です。そういう中で、職員が本当に疲弊していく姿というのは、正直なところ理事者として目に留めるところはたくさんあるわけですが、そのところをどういうふうにして対応していけるかということは、職員数の定数拡大、それで全てが解決するわけではありませんけれども、まずその辺のところ、今欠員になっている部分を一日でも早く確保して、その穴を埋める。それから、時間的な余裕といいますか、その仕事の量の進め方のところでどういうふうにしてほかのところ、民間に委託できるものはないのかだとか、業務を外に出すことはできないのか、それから今デジタル化ということで、そこで解決する業務はないのか。その辺を総体的に考えていかなければ、なかなか職員の負担感というのは減らないだろうなと思っております。

本当に見ていて人がいればということは正直なところ思います。ただ、それと同時に、やはり財政的な問題というのは常に付きまとうところがございますから、そのところをどういうふうにして整合性を図るとするか、何を基準にしてやっていくか、その辺のところは十分理事者としても検討を図りながら、役場の職員がメンタル面で倒れていかないような、そんな組織体にはしていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） これで8番、日本共産党、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで次の準備も含め暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時08分

---

再開 午後 3時24分

○副議長（氏家裕治君） 休憩を閉じて一般質問を続行いたします。

---

◇ 長谷川 かおり 君

○副議長（氏家裕治君） 12番、公明党、長谷川かおり議員、登壇願います。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、公明党、長谷川かおりでございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

1 項目め、地域包括ケアシステムについて。

(1)、医療と介護の協働について。

①、在宅医療の現状と課題について伺います。

②、看取りについて伺います。

(2)、地域ケア会議で見えている課題について伺います。

(3)、高齢者の住まいの確保について。

①、高齢者福祉施設の充実について伺います。

②、空き家を活用した町営による高齢者共同住宅の運営について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「地域包括ケアシステム」についてのご質問であります。

1項目めの「医療と介護の協働」についてであります。

1点目の「在宅医療の現状と課題」についてであります。町立病院においては、在宅医療いわゆる「訪問診療と往診」の現状については、町内の特養施設とグループホームへ内科常勤医師1名を派遣する訪問診療を実施していますが、個人宅への訪問診療や往診の実績はございません。

課題としては、訪問診療を希望する個人宅や他の社会福祉施設に対して、現在の診療体制の事情から、医師派遣による訪問診療や往診が出来ない状況となっております。

2点目の「看取り」についてであります。訪問診療による看取りの実績はありませんが、終末期にさしかかり、最期を自宅に近い町立病院にてお迎えしたいという患者の方については、主治医及び当直医師が主体となって、入院による看取りを実施しております。

2項目めの「地域ケア会議で見えている課題」についてであります。

地域ケア会議は高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備し、地域包括ケアシステムを推進するための一つの手段であります。会議では個別のケースを検討するだけでなく、地域課題の抽出、地域づくり・資源開発、関係機関とのネットワークづくりなどを行っております。

これまでの会議での話し合いにより、介護予防総合事業の訪問型サービスの内容や時間の決定、訪問型サービスB及びDの事業創設につながったものと考えております。

本年度に行った会議では、訪問型サービスB及びDの拡充と高齢者のごみ出しを現状の課題として話し合っております。

3項目めの「高齢者の住まいの確保」についてであります。

1点目の「高齢者福祉施設の充実」についてであります。第8期介護保険事業計画の期間内の令和3年度から5年度では、特別養護老人ホーム4名分、認知症対応型のグループホームを9名分増床する計画であります。

この整備により、町内の高齢者福祉施設はほぼ充足しているものと捉えておりますが、第9期以降の介護保険事業計画策定時では人口動態やニーズの推計、介護保険料への影響、介護保険制度の改正の動向を踏まえ、施設整備の在り方について検討してまいります。

2点目の「空き家を活用した町営による高齢者共同住宅の運営」についてであります。全

国において民間事業者が、空き家を活用し、高齢者の共同住宅を設置、運営している事例があることは承知しております。

しかしながら、本町においては民間の高齢者施設の整備が進んでおり、町営での高齢者共同住宅の設置、運営については特に考えておりません。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。訪問診療につきましても、同僚議員の質問で重複する点がありますので、何点か違う視点で質問させていただきます。

以前私は、訪問診療、現在は医師の不足でなかなか在宅のほうには出向かれていないということですが、以前質問したときに、コロナ禍の中、非接触受診の推進のためにオンライン診療の導入について質問させていただきました。そのときは画面越しでは表情が読み取れないなどデメリットが重視されて、導入はしないというお考えでしたけれども、現状どのような対応を取られているのかお聞きいたします。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） オンライン診療のご質問でございます。コロナ禍がこれだけ長くなりまして、こういったオンライン診療に関する考え方もかなり変わってきてございます。先ほど議員がおっしゃったとおり、画面越し、いわゆるタブレットだとか、そういった媒体を使っただけの診療というのはまだ現在もやっておりません。ただ、最近こういった第7波と言われるコロナ禍の中で、個人の患者、また施設の患者なんかは外来に来るのに、クラスターになるとか、そういった中で利用者のお薬、これは何としてもやはり出してもらいたいという方がかなり多い状況でございます。そういった中で、医師が電話で診療して処方するという、いわゆる電話診療の流れというのはかなりもう定着したなということでございます。最近では、かなり施設のほうの感染の状況なんかを我々のほうで確認すると、すぐ施設のほうと電話診療に切り替えて、またそちらの利用者もそうですし、職員の方が特に感染、うちの病院に来て、また感染を防ぐと。うちの職員も患者もまた感染を防ぐという見地から、こういった電話診療の件数は相当増えているというところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。電話診療というところで、今はズームという、例えば画面での訪問診療というのはなかなか取り組むのが環境とかもあるかもしれませんけれども、施設でしたら向こうに看護師がいらっやあって、そして表情とか呼吸の様子とかは画面越しでもドクターも確認することができると思うのです。電話診療よりも画面で見る。例えば顔色とか、唇の色とか、そういうところで酸素濃度とかを確認するにも機械もありますし、あとは看護師が日常と違う様子とかを画面越しでもお医者さんにお伝えすることができると思うので、そういうところをもう少しいろいろな方の力を借りながら導入していく考えもあると思うのです。

そして、あとは訪問診療の点数なのですからけれども、私がちょっと調べた中では、外来の人に

対しての点数と、あと訪問診療した場合の点数というのはすごく開いている。1人で10人分ぐらいですか、訪問診療した分、外来を10人診察したのと同じぐらいの点数が入ってくるというところで、出向かなくてもタブレット越しの訪問診療をした場合の点数とか、そのところをお聞かせください。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今後訪問診療、いわゆる画面越しにというようなご質問でございました。今当院は、お答えしているとおり、訪問診療というのは医師が出向いてはやっていないところなのですが、訪問看護ステーションから上がってくる訪問指示書、これはやはりうちの病院が相当割合としては多いということでございます。そういった訪問看護ステーションの看護師が将来的にいつ画面越しに先生に診てほしいというような形での機械というのは今後出てくるかなと思っております。また、当院の機械も最近では簡易なエコーの機械とか、そういったものも導入いたしまして、病院に来なくても手持ちのエコーの機械が看護師なんかで自宅でできるというような環境なんかもできてきたものですから、そういった動きに今後動いていくのかなと思っております。

あと、診療報酬の関係でございます。今点数が何点というようなことはちょっと押さえてはいないのですが、議員のご質問にあるとおり、外来診療より訪問診療、特に国は最近コロナのことがあってから訪問診療に対する診療報酬がかなり手厚くなってございます。診療報酬もかなり上がっているということですし、また往診となると訪問診療よりもまだ診療報酬が高いというような設定でございますので、こちらは病院の経営としてもやはり今後考えていく必要があるかなと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。ITの進化はコロナに関係なく飛躍的に進んでおりまして、10年後にはタブレット診療を含めて、直接タブレット越しに血圧を測ったり、サーチを測ったり、脈拍を測るといふ、そういう触診しているのと同じような効果が可能になると、そういう診療が可能になると言われています。進化する中で、取り入れるタイミング、それをしっかりと見極めて経営の改善のほうに努力していただければと思います。

次の質問に移ります。次、現在の研修医の受入れ態勢についてですけれども、地域医療に関心がある研修医を受け入れることで将来的に町立病院に赴任していただける可能性があるのではないかと私は考えるのですけれども、今の受入れ態勢の現状についてお聞かせください。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 研修医の受入れ状況に関するご質問でございます。ここ2年間は、コロナの関係で研修医の受入れ実績はないのですが、その前のお話をさせていただくと、臨床研修医という医師の国家資格に受かって、2年間臨床研修医ということで大学病院のほうに入っている研さんを深めるという時期がございます。そのカリキュラムの中で、自治体病院のほうに1か月間出向いて研修をするということで、当院につきましても過去に北大附属病院、また札医大附属病院の研修医の受入れをやっております。指導医が当院の院長というよ

うな役割になっていまして、1か月間、当院の外来診療、また訪問診療に同行、また町内の介護認定審査会に同席させていただいて地域医療の現状を学んでいくというようなことをしております。議員のご質問にあったように、いろいろ臨床研修の経験を踏まえて、医師の方がどういった専門の道に行くかというような形でそれぞれ選択しているということでございます。そういったところで当院のほうで採用というのは実績がないのですけれども、将来的に当院を選んでいただけるような、そういった取組でもありますので、受入れについては積極的にやってまいりたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。その点は、本当に積極的に受け入れていくところではすごく心強いことなのですけれども、ただ医師宅が取り壊されたというところで、例えばこれから研修医の滞在先をどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問にあるとおり、今回病院改築事業に伴いまして、10月以降、これまで待機宿舎として活用していた医師住宅を取り壊すというような状況でございます。今後受入れに対して住宅をどうするかというのはまだ正式に決まってはいたのですが、ほかの医療機関だとかの状況を見るとどこかの宿舎を借り上げて、2LDKクラスのアパートにいろいろ家電だとかをそろえた住宅にお迎えして受入れをしているなんていうのもいろいろインターネットで拝見しているところでございます。コロナが収まって、また臨床研修医の動向もいろいろと見えてくると思いますので、町内におきましてもそういった受入れ態勢、また住居の関係も含めて検討してまいりたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

次に、10月から移行することになっている回復期病棟です。そこではどのようなケースの患者が入院されるのか、また退院支援の医療連携室の抱えている課題について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 地域包括ケア病床に受け入れる患者の状況というご質問でございます。当院の一般病床に入院されている患者は高齢者の方が多いのですが、様々な要因がございます。高血圧だとか糖尿病だとか、そういった脂質異常症、また脳梗塞だとか心疾患、またがんだとかというような様々な症状の方がいらっしゃる中で、こういった病気が長くなって、いわゆる寝たきり状態だとか、専門的に言うと廃用性症候群と言われる方々なのですけれども、こういった方々が長く入院生活がかかるということで、今回地域包括ケア病床のほうに入るといった形になっております。今回その体制の関係なのですけれども、地域包括ケア病床は60日間という縛りがございます。そういった中で、入院中につきましてはリハビリを真剣に病院のほうでやるという、ただ一回退院していただく部分についてはうちの地域医療連携室が主体となって退院に向けての事務的な作業だとか、ご相談だとかに乗るということでございます。



課題といたしましては、訪問診療、なかなか個別の自宅に帰らせるというところがやはり難しい方が多いです。そうすると、また次の施設だとか、そういった受入れをしっかりと用意した中で対応しなければならないとなりますので、退院させる側もそうなのですが、受入れさせる側がしっかりしていないとなかなか難しいということでございますので、そういった受入れの部分も今後課題かなと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。在宅復帰に向けてのネックというのは、訪問診療が行われていないというところの課題も今の答弁の中でしっかりと浮き上がってきていますし、あとは退院調整するといっても施設のほうに空きがなければなかなか退院することができないという現状も明らかになってきております。それで、地域医療連携室の職員の方々もすごく苦勞していると思いますけれども、連携システムを動かす人と人とのつながり、そのつながりで決まるものと私は捉えているのですけれども、その中で病院看護師の退院支援の役割ですけれども、そこについて入院した段階からすぐ在宅復帰に向けて看護師は看護計画を立てて支援すると聞いております。そして、患者様が望む生活の場に移行するまでの支援をしなければなりません。患者や家族は在宅への支援体制が整って初めて納得し、退院できるはずであります。しかし、入院する前の姿を知ることなく受入れするのでは、在宅生活に戻ったときのイメージがなかなかつかめないと思うのですが、その点の課題をどのように病院側は捉えているのか、またどのように解決するべきか、お考えを伺います。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、入院の場合については病棟の看護師が必要な入院計画を作成し、入院してからの患者の状況、こちらはしっかり計画の中で押さえていると。また、外来で当院にかかった部分についても、その辺りの情報は外来のほうからもいただいているということで、議員がおっしゃるとおり、その前の状態、これがやはり分かってはいないというところ、それとその情報を訪問看護ステーションの看護師だとか、その辺りから情報提供をいただいた中で入院前の状況を知っていくというようなところがあるのですが、その接続というか、そういったところはやはり課題としてあるのかなと我々も見ていると思います。今後訪問診療だとか回復期医療を展開していく上で、職員のその辺りの研さんというか、交流もそうですし、そういった連結がうまくできるような対応していかなければならないなと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。在宅に訪問して看護を行う経験が少なく、在宅での療養生活のイメージが持てないのはいけません。例えば医療介入の必要な退院調整のカンファレンスに参加することで訪問看護師とも顔を合わせることが出来ますし、医療処置やケアについての病棟での指導内容などを伝えることで顔が見える関係を構築していくわけで、そこで連携し、信頼関係や尊敬の念が育まれていくのではないのでしょうか。病院看護師の訪問看護研修を院内研修として計画し、在宅における患者の療養生活の理解を深め、訪問

看護の体制が取れる可能性を含めて、訪問診療を行う医師が赴任したときにはスタッフで支える体制を構築していただきたいのですが、意識改革を含めたまちの考えを伺います。

○副議長（氏家裕治君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） このたび地域医療連携室に4月に看護師を、病棟の主任職になりますけれども、異動させました。病棟にいる当時よりも、こういったほかの医療機関との接点だとか、訪問看護ステーションだとか包括だとか、こういったところの状況がかなり見えたというところで、今はその職員がかなり病棟との間の橋渡しができるようになってきたというところでございます。そういった中で、研修は当然今後また必要になってくると思います。また、特に訪問診療に限ったことではないのですが、国家資格を持っている方々ではあるのですが、必要なときに新しい情報だとか研修というのは、やはりこれはやっていかなければなりませんし、また資格維持においてもそういった部分というのは病院としても必要だと思っております。そういった中で、最近コロナの関係でなかなか実現はできていないのですが、研修旅費の中で医療職のそういった研修が自己的にできた部分も面倒を見るような形で体制も取っているということでございますし、その辺りは今後また訪問診療、回復期医療に関しての研修、派遣、集合研修等につきましても対応してまいりたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。それでは、みとりについて伺います。

答弁にありますように、医師不足により訪問診療は行われていないけれども、訪問看護を受けながら、終末期において最期を迎える前に病院で受け入れてくれる体制が取られているということで、身近なところで時を見計らって入院できる在宅支援システムが構築できているという点は評価いたします。その中で、特別養護老人施設やグループホームで訪問診療を行っているということですが、施設側の終末期を迎えるみとり体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護施設のみとりについてのご質問ですので、私のほうで答弁させていただきます。

こちらは、介護施設においてみとりということになりますと、みとりの介護加算というものが加算されるようなことになります。そのためには当然いろいろ要件がございますが、医師ですとか看護師、そういった医療のほうとの24時間の連携をしっかりと取らなければいけないですとか、看護師を置かなければいけないですとか、いろいろ加算の要件はございますけれども、町内におけるそういった施設においてみとりの体制が取れて、加算を取っているという事業所は幾つかあるということで聞いております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 施設側もそうやってみとりの加算を取って、職員のスキルも上げているということだと私は理解いたします。最期をどこでどのように迎えるかと、人任せにす

るのでなくて、自分が望む最期を文書化するためにも、町民にも終末期医療やみとりについて知ってもらう必要があるのではないのでしょうか。そのための取組についてまちとしてのお考えがありましたらお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 町民に対する終末期ですとかターミナルケアですとか、そういった個別の部分というよりは、終活といいますか、以前にも長谷川議員のほうからご質問がありましたエンディングノートについて、そういった部分において町民の方への周知という意味合いも含めまして、今年の6月にホームページにエンディングノートの項目について載せさせていただいて、終活といいますか、そういった部分を皆さんに考えていただけるようなきっかけをつくるということで今町のほうでは対応させていただいております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。その点は理解いたしました。ただ、町民にも理解をしてもらうために、何も心の準備がなくて、私の知り合いの方から実際に聞いた話なのですけれども、お友達のご主人が終末期にかかったときに、どうしてほしいかということは何も聞くことができなかった。それがすごく心残りだったというお話を伺いまして、それで自分のときには子供たちには迷惑をかけたくないの、エンディングノートとかにしっかり書き込みたい。それには、いろんな講習とか講演とかを受けながら、お医者さんの話、または現場で関わってきた看護師のお話を聞きながら、何度も考え方を変えながら、何度も書き直しているのだというお話も聞いております。自宅で親を最後まで見るなんて考えられないという方もいらっしゃると思います。それは、その方たちの一人一人の考え方でありますし、そのために町立病院もそういうみとりのところのベッドは空けてありますという答弁もありましたので、町民に安心してもらえるような、そういう働きかけをこれから考えていただけたらと思います。

それでは、地域ケア会議で見えている課題についてお伺いいたします。地域ケア会議で課題とされている高齢者のごみ出しの現状についてお聞きします。高齢者にとって筋力の低下や関節疾患などが影響して、大きなごみ袋や重たい新聞の束を決められた集積所まで運ぶのは大変な作業であります。地域ケア会議で話し合われている現状と課題について具体的にお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 高齢者のごみ出しについてお答えいたします。

高齢者のごみ出しにつきましては、従前から大変だという声が寄せられておりまして、町としても高齢者の単身の方が増えているという状況等も踏まえまして、10リットル、小さなごみ袋の作製を、こちらは平成30年度から作製をして、なるべく軽いように、負担のかからないようという対策等も取ってまいりましたが、その中でもまだごみ出しが自力でできない方がいらっしゃると思いますので、まず介護認定を受けられている方につきましては当然訪問介護のヘルパーの方、それから訪問型サービスB、これはわらびとかふれあいのほうのサービスを利用させていただいて、ごみ出しをお願いしている方がいると押さえております。それ以外の方、介護認定

を全く受けられていない方でもなかなかごみ出しが難しいという方につきましては、近所の方ですとか、それから友人の方をお願いしているという方もいらっしゃるというふうに聞いております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。介護認定を受けて、それでサービスにつながっている。そして、ふれあいやわらびで介護保険ではできないことをお願いして、ごみ出しも一緒にしてもらっている。そういう何らかのサービスにつながっている方というのは安心できるのですけれども、近所の方や友人をお願いしているという、そういう方は支えるほうも高齢者というところで、これが継続的にいくのかということもちょっと不安材料であります。この状況をまちはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今おっしゃったように、高齢化がもう46%を超えている本町におきましては、高齢者を支援する方、担い手の方ももう高齢になってきているという状況がございます。それは非常に大きな課題として本町としても考えておりますし、当然どんどん、どんどん高齢化が進みますと生活支援ニーズ、生活支援をお願いしたいというニーズも高まってくるということがあります。そこを解決するためには、高齢者の方の中でも元気な高齢者の方がいらっしゃるとう高齢者介護課としても押さえておりますので、そういった方々が他の高齢者の方の生活支援の担い手として活躍いただくという仕組みづくりがやはり必要だと捉えておりますので、そこをしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その仕組みづくりをしっかりと進めていただきたいと思います。

次です。先ほど答弁で10リットルのごみ袋を平成30年から導入しているというお話がありましたけれども、有料ごみ袋の販売状況についてお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） ごみ袋の販売数ということでございます。10リットルだけでよろしいですか。10リットルのごみ袋の販売の数ですが、燃やせるごみ袋につきましては令和2年度が4万395枚で全体の6.6%、令和3年度が4万1,505枚で全体の6.8%、それと燃やせないごみ袋の10リットルが、令和2年度が6,565枚で全体の18.8%、そして令和3年度が9,815枚で全体の28.6%となっております。令和3年度につきましては燃やせないごみの4種類ある袋のうち、一番売れているのが10リットルという結果になっております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 燃やせるごみも6.6%、6.8%と結構出ているなという感想もありますし、あとは燃えないごみに関しては私も前にちょっと相談を受けたことがあるのですがすけれども、これの次の5リットルも作れないのかという、そういうようなお話を伺いまして、これはどうしてかといいましたら、ちょっとしたガラスとか食器とかを大きな燃えないごみ袋に入

れて出すのは大変なので、小さいのがあればいいなというご意見も伺っておりました。

私がなぜこの10リットルのごみ袋のご質問をしたかといいますと、今スーパーやコンビニの有料レジ袋の代わりに10リットルのごみ袋をばら売りすることはできないかどうか、その可能性についてお聞きしたいと思いました。これは、レジ袋を減らすことで可燃ごみの全体の削減にもつながります。もしこれが黄色い不燃ごみのほうもばら売りできるのであれば、それをスーパーのレジ袋の代わりにして、またごみ袋、リサイクルできますので、その点を生活環境課として対応できるかどうかお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） ごみ袋のばら売りについてのご質問です。私も生活環境課は通算8年目になりますけれども、直接我々のところにばら売りできないのですかというような町民の方からの声というのはまだ届いていない状態でありましてけれども、近隣の苫小牧市はレジのところではばら売りしているという状態は見ておりますし、ごみ袋の販売の実態を見ますと、やはり燃やせるごみよりも燃やせないごみのほうが出す頻度は少なく、こういった小さなごみ袋を数多く買うよりも1枚、2枚と買う方がいらっしゃるのではないかなというようなことは推察するところであります。現状として見ますと、実は条例ですとか、我々は販売店と契約を結んで販売していただいているのですが、その中で5枚売りではないと駄目だよというようなことは一切なくて、基本的には販売店の売り方なので、1枚で売っても構わないよといった内容にはなっているのですが、ただ平成12年に有料化してからずっとこのような形で売ってきているので、もしかしたら販売店のほうも5枚でなければいけないのだというような認識であるかもしれないので、そこら辺については改めて我々のほうから、こういったニーズがあるのであればしっかりと対応してくださいというような通知をしたいと思っております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 今条例のところでは何もないという、ただ最初から5枚が1組というところで、固定観念というところもあるというところで、まずこういうお店側との協力体制というの、これも支え、支えられてというところにもなりますし、そこで必要としている、スーパーでレジ袋を買うよりも、そこでごみ袋を買って持ち帰る。そういうことが定着していくのならば販売枚数も増えていくことですし、海洋汚染が問題になっている、プラごみを出さないということにもつながりますので、そういうところからも生活環境課のほうから何か発信していただければと思います。

次、高齢者の住まいの確保について移ります。介護計画第8期におきまして施設は充足しているのか、待機状況について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護の施設についての待機者の状況についてご説明をいたします。

今8月31日現在の待機者なのですが、個々というよりは、それぞれの施設の種別ごとに待機者の数をお知らせしたいと思います。こちらは、当然ながら施設ですので、1つの施設に申し

込むというわけではなくて、複数の施設にお一人の方が申込みをしておりますので、延べ人数ということで捉えていただければと思います。まず、特定施設という介護の有料老人ホームのほうになりますが、こちらが待機者の数は2つの施設で3名の方が待機になります。それから、特別養護老人ホームですが、こちらは37名が待機されております。それから、老人保健施設ですけれども、介護老人保健施設は35名の方になります。認知症グループホーム、こちらについては78名の方が待機されております。もう一つ、軽費老人ホームですとか、介護がついていない老人ホーム、ケアハウスになりますが、こちらは四、五名程度、それぞれの施設において待機者がいると聞いております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 待機数については理解いたしました。一時期特別養護老人ホームとかでしたら、前は介護1以上の入居のときは200、300という待機状況だったということも聞いておりまして、その後介護3以上というところで大分振り分けられたり、申込みをキャンセルしたりとか、そういうようなところで今はこの数になっているのかなと思います。

今白老町でも充足している中で、何でも増やしていっても介護料のほうには影響してきますし、これから2025年がピークとなり、2040年にというところで、そこからは本当に高齢者の数も減っていくというところで、施設の充足というところでは白老町はもう十分かなという、正直なところそういう思いもあります。ただ、空き家を活用した町営による高齢者共同住宅の運営というところ、そこを私がどうかと質問した経緯は、年金が五、六万円で、医療費や介護費などを国で見てもらっている方など、ぎりぎりの生活をしている方が本当に多く、今回も年明け2月に非課税の方は10万円給付になりましたけれども、またそういうのがないののだろうか、そういう相談も私は実際受けております。今回商品券も9月の末に発送になりますよという話をして、本当に足りないという、そういう声も私のほうに届いております。

そういう中で、鳥取県の南部町では民間の空き家を改修し、地域交流スペースを確保し、地域住民のボランティアなどが必要に応じて見守りや食事の世話など生活支援の提供を行いまし、年金受給の低い方が入居できるように安価に抑えている町営の共同住宅がありますけれども、こちらは鳥取県南部町なのですけれども、そちらでできて、何で白老町でできないのかなという、その理由を再度お聞きいたします。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） こちらは、鳥取県南部町で住民自治組織といいますか、ボランティアの方が運営している地域コミュニティホームで高齢者とか障がい者の方が共同で生活をされ、そこに交流スペースですとか、外部の配食サービスですとか、そういったものを利用してというところは、こちら私も町営でというところを調べてみたのですが、なかなか町営というのではなくて、こういう南部町の事例が分かって、ちょっと南部町のほうにも確認をしてみたところ、こちらにつきましてはまず施設自体が南部町においては特別養護老人ホームが1か所しかないと、それから高齢者のほかの施設がなかったということで、人口は約1万人のまちと聞いておりますが、そちらのほうの施設が不足していたというところで、民間でなかなか

施設を建設するところもなく、やむを得ず、そういった住民の自治組織といますか、そういったところをボランティアのほうでやっていただいたと聞いておりますので、また本町の状況とはちょっと違う部分があるのかなという認識をしておりますし、本町においても施設の利用をしていただく利用料、それから入居料につきましても様々な段階でいろんな施設がございますので、ある程度選択肢はあるのかなと。そういった部分で選択できるような余地はあるのかなと捉えておりますので、ちょっと南部町の状況とは違うのかなと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。そこのところは理解いたしました。

それでは、町営住宅の現状について伺います。現在の町営住宅におきまして高齢者、障がいのある方用の住宅は何戸あるのでしょうか。

○副議長（氏家裕治君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 現在の町営住宅におきます高齢者ですとか障がい者用の住宅の戸数になりますけれども、現在の町営住宅におきまして高齢者用と特に定めた住宅はありませんが、トイレですとか玄関、浴室に手すりを設置して、あとは駐車場から住宅の玄関、住宅の内部に至って段差が少ないバリアフリー化された住宅としては、日の出団地で36戸、竹っこ団地で2戸の合計38戸となっております。また、日の出団地の36戸のうちの12戸なのですけれども、こちらはシルバーハウジング住戸として整備しております、住宅の中でも車椅子の方の転回スペースとかを考慮して、より住みやすい住宅として整備しているところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。今シルバーハウジングというキーワードが出てきましたけれども、シルバーハウジングとはどういう仕組みなのか、具体的にお話を聞かせてください。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） シルバーハウジングについてご説明いたします。

建設課長のほうからございましたが、こちらは車椅子に対応したバリアフリー、それから電気温水器など一部の電化がされておりますし、あと緊急通報システムが設置されております。こういったハード面の部分の整備と、もう一つは生活支援員という方が、こちらは社会福祉協議会のほうに委託をしておりますが、こちらの方が入居されている方の支援を行うと、ライフサポートアドバイザーという形で支援をいただいている状況です。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） このように生活支援員の方が相談に乗ってくださるとか、緊急時の連絡とかもしてくださるといところで理解してもよろしいのでしょうか。この中で、私はこの生活支援員という方が本当に高齢者の方、何とか炊飯はできるけれども、おかずを作るとか、何らかのちょっとした手助けがあって、住み慣れた地で生活していけるのであれば、こう

いう方たちの手助けというのは本当に必要なと感じております。今後の公営住宅の計画におきまして、シルバーハウジング住宅を整備していくその考えはあるのでしょうか。

○副議長（氏家裕治君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今の生活援助員の関係で、ちょっと補足でご説明させていただきますが、こちらは社会福祉協議会に委託をしておりますが、業務内容といいますか、支援の内容といたしましては、土日祝祭日を除く日に1日1回お電話を必ずさせていただいて、安否確認をさせていただきます。その際に、いろいろな相談事があるかと思しますので、その相談事に対応させていただくということになります。例えばそれが役場ですとか、そういったいろんな機関につながることが必要でしたら、それは対応させていただくということがあります。それから、当然緊急時の対応というところもありますし、あと我々の仕様、社会福祉協議会の仕様の中にもあるのですが、一時的な家事援助というのがあります。体調が悪くなって御飯を作れないのかとかというときに、例えばおかゆを作って、そこで出すだとか、そういった部分も担っていただいていると聞いております。そういった事例もあるということで直接聞いておりますので、あと買物支援です。今日ちょっと買物に行けないので、頼むとかというところの対応もしていると聞いております。ですから、非常にこの住宅に入っている方にとっては心強い存在だと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 私のほうから公営住宅の計画におけるシルバーハウジング住宅を整備していく考えはないのかという部分でお答えさせていただきたいと思っております。

現在の日の出団地のシルバーハウジング住宅についてですけれども、現在としましては入居待機者もいなくて、申込み件数ですとか申込みに対する相談も実際はない状況となっております。シルバーハウジング住宅として整備した際の一般的な住宅との建設費の違いも、これは日の出団地を整備した際の比較になりますけれども、当時の建設費の差額で大体戸当たりで150万円程度差額が生じてまいります。割高な建設費になってまいります。あと、住宅内に整備される設備について、そちらの設備の違いにおいても家賃にも若干差額が出てきまして、割高となっておりますので、今後の公営住宅の整備におきましてはシルバーハウジング住宅の需要と供給のバランスを見ながら、今後の建設計画の際の検討を進めていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 私は、シルバーハウジングとなりますと設備のところではほかのところよりもかなり割高になってしまうということは理解いたします。それとはまた別に、生活支援員という方が日常的ではなくてちょっと困ったときに一時的にというところで支援があるということは、入居されている方は本当に安心して生活できるなと思っておりますので、また別枠でこういう制度を考えていただけたらと思っております。

令和3年から8年における北海道の高齢者居住安定確保計画におきまして、地域の拠点形成による地域コミュニティと利便性の向上の促進として、公営住宅やUR賃貸住宅の建て替えに当たって生活支援施設や交流施設との併設や地域に必要な高齢者福祉サービスなどの連携によ



り、地域住民が安心して暮らせる住環境づくりを進めるとなっていますけれども、白老町における考えをお聞かせください。

○副議長（氏家裕治君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 北海道高齢者居住安定確保計画の関係です。議員もご承知のとおり、この計画につきましては北海道のほうでつくっているという計画になります。この計画に定めていることは、公営住宅の整備をするときに生活支援施設、それから交流施設とか、こういったものを町が整備をするとしたときには市町村で計画をつくって進めていきなさいといったような内容のものです。それで、このことは今の段階では、今の時点ではこの計画をつくって進めていくという予定はございません。ただ、今後住環境づくりを考えていく中では、新しい生活支援施設ですとか、そういったものを造ることは難しいだろうと思います。それで、既存の福祉館だとか生活館だとか、それから公民館、そういった施設をどういうふうを活用するというのは、組合せができるのかということについては今後も検討していかなければならないと捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

それでは、今後高齢者が安心して暮らせる住宅政策ですけれども、そのところの部分、理事者の答弁をお聞きして、1項目めの最後の質問とさせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） それでは、住宅政策についてのお答えをしていきたいと思います。

先ほど建設課長のほうから、バリアフリー化した住宅につきましては日の出団地のほうに整備されているというお答えをさせていただきました。それで、高齢者の方が安心して暮らせるバリアフリー化、いわゆるユニバーサルデザイン、こういうものを取り入れた住宅というのは必要だと捉えておりますので、現在見直しを行っています住宅の長寿命化計画の個別計画の中でそのことについては検討していきたいと思っています。それで、長寿命化計画につきましては、今見直しを行っていて、案が整理できた時点で議会のほうにご説明をさせていただきたいとは思っております。高齢者の方が安心して暮らせる住生活環境を今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） それでは、2番、健康寿命延伸の取組についてお伺いいたします。

（1）、日本人では80歳までに3人に1人が発症すると言われている帯状疱疹を未然に防ぐための現状と課題についてお伺いします。

①、帯状疱疹ワクチンの効果と助成制度における町の捉えについて伺います。

②、今後の取組における周知と啓発の考えについて伺います。

（2）、生活習慣病の重症化予防の取組と糖尿病性腎症の現状及び課題について伺います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「健康寿命延伸の取り組み」についてであります。

1項目めの「带状疱疹を未然に防ぐための現状と課題」についてであります。

1点目の「带状疱疹ワクチンの効果と助成制度における町の捉え」についてであります。ワクチン接種を行うことにより、病気に対する免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、接種の意義は大きいものと認識しております。

しかしながら、带状疱疹ワクチンは予防接種法上、個人の責任において行う任意の接種と位置付けられており、国が接種勧奨をしている定期接種とは異なることから、現段階での接種についての公費助成を行うことは考えておりません。

2点目の「今後の取組と周知についての考え」についてであります。現在、国において带状疱疹ワクチン接種の定期接種化について検討がされておりますので、今後の議論の動向に注視しつつ、町民に向けた予防接種に関する情報の周知については、様々な機会、媒体を通して発信してまいります。

2項目めの「生活習慣病の重症化予防の取組と糖尿病性腎症の現状及び課題」についてであります。

本町の急速な高齢化の進展に伴う、医療、介護の状況などの変化を踏まえ、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病の減少を大きな目標とし、重症化予防に取り組んでおります。

現在、慢性腎不全のため70名程度の方が人工透析をされており、その要因として糖尿病も発症要因の1つとされています。

糖尿病を含めた慢性腎臓病の発症と重症化には、生活習慣が大きく関与しており、健診等によるご自身の健康状態の把握と管理が重要であることから、健診を受けられていない方への未受診者対策をより強化していく必要があると捉えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。誰でも幸せに暮らすために、健康であることは大きな要因でありまして、健康寿命の延伸と不健康の期間を短くすること、予防することは極めて重要な課題でありまして、ただ長生きするだけではなく、生涯にわたり元気で充実した生活を送れるようにと多くの方が願われていることと思われまます。子供の頃水ぼうそうにかかったときの記憶がある方もおられるでしょうが、一度かかり、治った後もウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労、ストレスが引き金になって再発症するもので、それが带状疱疹と呼ばれています。厄介なことは、神経に沿って帯状に現れ、皮膚の症状が治っても痛みが残り、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じる場合もあります。带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省より2016年3月に50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記されました。発症を完全に防ぐものではありませんけれども、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。

带状疱疹ワクチンについて一括質問させていただきます。本町におきまして公費助成を行

うことは考えていないとのことですが、答弁にありました定期接種と任意接種の違いについてお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 定期接種と任意接種の違いについてでございます。予防接種には予防接種法上に基づきまして、市町村が主体となって実施する定期接種と希望者が各自で受ける任意接種がございます。接種費用は、定期接種は公費です。一部は自己負担がございますが、任意接種は自己負担となります。定期接種は、本人が接種するように努めなければならないという努力義務と市町村の接種勧奨があるA類と努力義務と接種勧奨がともにないB類とに分類されております。A類は、集団予防に重点が置かれております。感染すると重症化する可能性が高い感染症や後遺症を残す可能性がある感染を中心に、現在14の感染症が定められております。例としましては、B型肝炎、BCG、麻疹、風疹、ロタウイルス、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス、HPV、こちらがA類とされております。次に、B類ですが、これは個人の発症や重症化の予防に重点が置かれております。インフルエンザと肺炎球菌の2つの勧奨がございます。65歳以上の高齢者、もしくは60歳から64歳で心臓や腎臓などに重い病気がある方を対象としております。任意接種でございますが、任意接種は現在おたふく風邪や50歳以上の先ほどありました帯状疱疹、あとA型肝炎や狂犬病などが任意接種の対象としております。

あと、例えば定期予防接種におきましてもし健康被害が生じた場合には、国において救済措置を行う制度がございます。任意予防接種につきましては、これは独立法人のほうで救済制度がございます。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） なかなか難しい話ではありますけれども、任意接種、定期接種の違いはよく分かりました。定期接種のほうは、本当に小さいお子さんからも受けている、そういう対象のものというところと理解いたしました。

それでは、本町におきまして、現在2種類の帯状疱疹ワクチンが使用されていますけれども、種類や接種費用について具体的にお聞きいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議員がおっしゃられたとおり、今2種類のワクチンがございます。1つは生ワクチンということで、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくしたものを原材料として作られたものです。もう一点は、不活化ワクチンで、病原体となるウイルスや細菌の感染症の能力を失わせたものを原材料として作られたものです。生ワクチンのほうは、回数は1回ということで、大体接種費用は7,000円から1万円程度と想定しております。不活化ワクチンのほうは、こちらは2回打たなければならないもので、大体接種は2万円から2万5,000円と想定しております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。生ワクチンというのは、小さいお子さんも接種する

水ぼうそうの予防接種で、不活化ワクチンという新しく出てきて、1回の金額も高額で、それを2回というところはすごい負担かなと思われま。そういう中で、高額ではありますけれども、帯状ほう疹にかかり、つらい思いをするよりは予防接種を高額であるけれども、まだ町のほうも助成は考えていないというところで、予防接種を受けようと希望される方もいらっしゃると思われまけれども、町内でワクチン接種を行っている病院とか診療所はあるのでしょうか。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 任意接種であることから、現在町内の医療機関でワクチンが確保されていない状況もあり、接種できる体制ではございません。ただ、今後ワクチンの確保など接種の確保が必要な中で、一部の医療機関では前向きに考えているというところも情報は得ております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。一部の病院では前向きに検討しているというところで、それは町内の方が受けたいということであれば、情報提供をいち早くしていただきたいと思われま。

胆振管内や道内のワクチンで公費助成の状況について、行っているところがあるのかどうかお聞きします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 胆振管内では、現状助成を行っているところはないと捉えております。道内におきましては、幌延町と標津町が助成していると押さえております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 答弁のほうで現在国におきましても帯状ほう疹ワクチン接種の定期接種化について検討がされているということですのでけれども、現段階での議論の方向性というのはどのようになっているのか、分かる範囲でよろしいので、お聞かせください。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 8月4日の段階でございます。こちらは、国の予防接種基本方針部会等におきまして定期接種化についての検討をされております。任意接種6種類のワクチンについて検討されております。ただ、今回の帯状ほう疹ワクチンの定期化につきましては、期待される効果や導入年齢に関して検討を要するとされており、引き続きまだ検討事項とされている状況でございます。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 国のほうも検討はしているが、なかなか前に進んでいないというところは理解いたしました。

先ほども述べましたけれども、健康維持、増進の課題として接種費用の助成をする考えを町のほうでは持つことはできないのか、再度お聞きいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほど町長の答弁にございましたとおり、带状疱疹ワクチンは国が接種を勧奨している定期接種ではないということで、一定程度効果はありますけれども、接種後に腫れや全身の倦怠感の副反応も出ている状況でございます。こちらの接種自体はご自身で判断されるもので、ワクチンの接種による被害も国が積極的に補償している制度ではございません。任意接種のワクチンにつきましても、これだけではなくてほかにもいろいろございますので、これを優先して助成する対象とはならないと考えております。先ほどありましたとおり、引き続き国の動向を今後も注視をしていきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 国の補償制度にものっとなっていないというところで、なかなか難しい点は理解する部分もありますけれども、今後带状疱疹の予防接種があるよというところで、感染したとしても痛み、後遺症とかも軽く済むよというところで、どのように带状疱疹ワクチンの理解促進を進めていくのか、周知、啓発をどのように取り組んでいくのか、そこをお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 予防接種についての理解を深め、ご自身で接種する、しないの判断には、情報提供はすごく必要だと思っております。現在任意接種についての町民向けの情報提供はしておらず、ちょっと周知不足だったかなと思っております。まずは、今後広報や、もしくはホームページに情報を掲載しながら、例えば健康指導や健康講座などの機会を活用しながら、この情報提供には努めてまいりたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。带状疱疹にかかってしまった方とかは、私も前職で高齢者の方と関わる中で、お顔に顔面神経痛という、そういう後遺症も出て、あとはこれから寒い時期になりますと風が当たただけでも痛みがぶり返して、寝込んでしまうというような、そういう方もおまして、本当に日常生活に支障が出てきている方もたくさんお会いしておりますので、ぜひとも周知、啓発して、選ぶのはご自身なのですが、その点をよろしく進めてください。

次に、生活習慣病の重症化予防の取組についてお伺いいたします。糖尿病性腎症の現状及び課題なのですが、特に糖尿病を放置しますと網膜症や腎症、神経障がいなどの合併症を引き起こして、患者様の生活の質を著しく低下させて、その上医療費という経済的部分でも大きな負担を社会に強いることとなります。そこで、白老町の健康の特徴や課題について何点か質問させていただきます。

生活習慣病の発症、重症化へ進む要因をどのように捉えているのかお聞きいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 生活習慣病の発症や重症化ですが、これは個人の特性に不適

切な生活習慣等が重なり、適切に対処、改善されない状態が続くことで発症するものでございます。具体的に言いますと、個人の特性といたしましては、年齢とか性別とか遺伝がまずございます。その中で、不適切な食生活や運動不足とかストレス過剰、睡眠不足、飲酒、たばこなどにより、これが進みますと生活習慣病予備群ということで、肥満とか高血圧、脂質異常、高血糖という状況になります。それが続いていきますと、肥満症とか高血圧症、脂質異常症、糖尿病となり、町長から答弁がございましたとおり、重症化としまして心筋梗塞や、その後狭心症、脳出血、脳梗塞、人工透析、糖尿病の合併症が発症し、寝たきりとか認知症、最終的には亡くなってしまうような状況になるのがメカニズムだと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 生活習慣病の3大疾病というところが放置しておく大変なことになるということは理解いたします。

白老町の健康寿命の最近の動向について、あとは死亡原因の状況などについてもちょっとお聞きいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 情報が元年度の状況になるのですがけれども、元年度の平均余命は男性が80.7年、女性が86.7年、健康寿命は男性が79.1年と女性が83.7年でございます。こちらの平均余命と健康寿命は、平成28年度と比べますと男女とも少し延びてきていますが、北海道と国と比べますとまだ若干低い状況でございます。死亡の原因でございますが、これはやはり6割程度をがんが占めている状況です。その中で、先ほど言った腎不全や心疾患、肺炎とか、そういうものが上位のほうに要因として出ております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） それでは、特定健診の現状とその結果を踏まえた保健指導の状況についてお伺いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 特定健診の状況でございます。こちらは、目標値は40.4%を一応目標としております。平成28年当時は33.8%で、令和元年度が一番高く、36%でございます。今コロナ禍ということで、若干下がってきている状況で、令和2年度で32.1%ぐらいになるかなと思っています。例えば集団健診会場、春と秋に行っているのですがけれども、緊急事態宣言等があるたびにそこを動かさざるを得ないということで、受けられない状況があるので下がってきているのかなと思っています。

あと、特定保健指導につきましては、目標値が大体70%を目標にしているのですがけれども、こちらは過去から高い水準で指導ができていた状況でございます。令和2年度につきましても70.3%の状況になるかなと思っています。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。令和2年には32.1%と、高い水準のときよりは8%も落ちているということは、そこはコロナの影響もそれは致し方ないかと捉えております。今指導のほうでは70%と高い水準ということで、栄養士や保健師の指導によりまして、その部分の栄養指導の効果、または受診率の向上に向けてどのような取組を行っているのか、これからコロナと共に政府のほうの転換にもなっておりますので、そのこのこれからの取組をどのように行っていくのかお聞かせください。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 今後の取組でございますが、一番重要なのは地域に出て町民の方に会った中で取組を進めていきたいというのが今は大きな取組でございます。未受診者対策におきましては、ご本人のデータを頂くとか、町内の医療機関にかかっているところからデータをもらいながら指導に努めていくのですけれども、最近では専門職である保健師、管理栄養士等が地域に出ている状況なのですけれども、例えば電話でアクセスといいますか、予約を取ろうとしますと、なかなかいいですよという話にはならぬのですけれども、直接出向いてお話を聞くとすんなり対応していただける状況もあります。そういうところにしっかり取り組んでいった中で、今後の取組を進めていきたいというのが大きな考えでございます。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） コロナのときは、訪問してもなかなか受け入れてくれることもできないという、またあとは緊急事態宣言ということで、保健指導や栄養指導というところはそのときは専門職の方も出向きたくても行くことができない、そういうお話も聞いております。それで、これから医療費の削減とか健康寿命のために、今取組を具体的にお聞きしましたけれども、今後糖尿病の重症化となる基準とか、そういう支援状況についてお聞かせいただきます。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 糖尿病につきましては、よく言われているHbA1cという数値がございます。3か月間の血糖値の状況なのですけれども、そこが6.5%を超えた方をまず管理対象者としております。その中でも受診勧奨対象者にしていますのは、6.5%以上と、また空腹時の血糖値が126を超えた方が勧奨の対象としております。HbA1cが7%を超えた方は、すごく重症化しているという捉えの中で進めております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） そこはリストを基に、先ほどお伺いしました訪問、あと電話相談をして対応していると理解してよろしいのでしょうか。健康診断を受けての結果の方、または栄養士のフォローとか、いろいろお話を聞きましたけれども、糖尿病性腎症は重症化予防として町民の方、若い方とかにも意識啓発するツールとして、国立国際医療研究センターが配信している糖尿病リスク予測ツールというものがあります。これは、身長、体重、血圧、HbA1cなどの数値を入れるだけで3年後の糖尿病発症リスクが表示されるものです。このようなものを健康意識を高めるためにまちとして活用する考えはあるのでしょうか、お聞きします。

○副議長（氏家裕治君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議員おっしゃられた糖尿病リスク予測ツールというのは、数値を入力すると今後糖尿病になる可能性が分かるというものだと思うのですが、こちらにつきましては例えば国で推奨しているものでもなくて、民間というところなので、積極的に行政がアピールするものではないのかなと思っております。ただ、いろんな保健指導等もございますが、そういうときには、そういうツールは一つの健康管理につながるようなものですので、そういう中でご紹介とかをすることはできるかなとは思っております。

○副議長（氏家裕治君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） そちらのほうの検討をよろしくお願いいたします。

それでは、健康寿命延伸のために保健指導の重要性というところでは、私も今回この質問をするのに保健師といろいろとお話をしまして、本当に一生懸命町民のために足を使って歩いているのだな、足を使って相談に乗って、一人一人のニーズに応えるように一生懸命対応してくださっているのだなというのがすごく今回分かりました。保健師の活動の活発な地域では、平常時から保健事業により関心を持つ人の増加を図っているということや、保健師を通して健康情報を得る機会が多いということは以前からデータとして実証されております。今回保健師の人口当たりの人数が多いほど新型コロナ感染症の新規感染者の割合が低かったと新聞の報道にありました。保健師の重要性が改めて認められた記事と捉えております。健康寿命延伸の取組は、町民の命と健康のために奮闘している専門職がいるからこそ推進されるのではないのでしょうか。保健師を含めて専門職の必要性について理事者の考えを伺いまして、最後の質問とさせていただきます。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 健康寿命延伸の取組についてという大きな科目でございました。まず、保健師の重要性のお話でございますが、ちょっと話は飛ぶのですが、今回のコロナウイルスのワクチン接種も含めて、対応等々も保健師に本当に土日もなく活動していただきました。それと併せて、春に鳥インフルエンザのときも保健師が作業員の人等の健康状態を確認するなど、非常に重要なポストであると認識しております。先ほど一人一人のニーズに沿ってというお話もございました。本当に一生懸命仕事に従事していただいておりますので、その重要性は私も必要だと思っておりますし、これからも超高齢化社会を迎えるのに必要だと思っております。

また、健康寿命の延伸でございますけれども、一昔前までは日本は長寿国日本といって褒めたたえられていましたが、最近では、健康でずっと生活できればいいのですが、健康寿命は健康である期間のことを指しますので、超高齢化を迎えた社会においては複雑な健康問題が生じているというところがございます。町といたしましても、健康寿命の延伸のために生活習慣病の予防や医療も含めて認知症、特定健診等々も事業として執り行っておりますが、まだまだやるべきことはたくさんあると思っておりますし、ここは保健、医療、福祉、介護等とも連携をしながら、または社会福祉協議会や様々な関係機関とも連携をしながら、白老町の健康寿命に取り組んでいきたいと思っております。また、国の動向も様々な取組が毎年のように



いろんな取組がされておりますので、その取組についてもいち早く察知して、町民の健康寿命の延伸につながるように取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） これで12番、公明党、長谷川かおり議員の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（氏家裕治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長 氏 家 裕 治

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延